自　己　点　検　評　価　書

令和 7(2025)年 6 月

東京未来大学

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ. 沿革・・・・・

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．大学の基本理念

東京未来大学（以下、「本学」という。）の母体である学校法人三幸学園（以下、「学園」という。）は、昭和 60(1985)年に設立された。前身は本学園創立者の鳥居秀光によって昭和 49(1974)年千葉県市川市に創立された。創立当時から「技能と心の調和」を学園の教育理念として、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」ことを目ざし（ビジョン)、現在、全国 12 都市に 64 の専門学校、1 つの特別支援学校、1 つの大学（本学)、1 つの短期大学、2 つの通信制高等学校、東京・千葉を中心に 16 の認証保育所と 23 の認可保育所､4 つの認可外保育所等を展開し､24 万人以上の卒業生を送り出している(令和 5(2023)年 5 月現在)。

本学は学園が足立区の大学誘致政策を受け、平成 19((2007)年に、1 学部 1 学科 1 通信教育課程で開学し、平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科（翌年に通信教育課程を開設）を開設し、現在に至っている。本学は、学園が定める教育理念である「技能と心の調和」を受け継いで大学の教育理念として定め、専門的な知識や技能を学ぶと共に、人間性豊かな心を併せ持つ人材を育成する。

２．使命・目的

本学は、教育理念に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」ことをミッション（使命）とし、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的とする。また、学園全体のビジョン（未来像）に沿って、「教育･研究・社会貢献機能を通じて人の未来を、日本をそして世界を明るく元気にする」というビジョンを実現する。

この使命、目的の実現にあたり、こども心理学部においては､「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会、及び、それらをとりまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識

や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことを学部の教育目的と定める。モチベーション行動科学部においては､『社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」､「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」､「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより､自己を含め､所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する』ことを学部の教育目的と定める。その実現は学園、及び本学が掲げるビジョンの実現につながるものである。

３．大学の個性・特色等

本学の使命・目的は普遍性の高いものであるが､社会情勢に対応しつつ使命･目的をどのように実現していくか常に考えることが必要であり、本学の個性・特色の中でその具現化を目ざしている。

（１）人材育成教育

本学は、教育理念を基軸とした教育の目的及びミッション、ビジョン実現のため、ディプロマ･ポリシー、カリキュラム･ポリシー、アドミッション･ポリシーを明確に定め、その中でカリキュラム･ポリシーに基づき、高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成している。

本学の人材育成教育の特色を俯瞰すれば、大きく２つのサイクルととらえることができる。すなわち専門教育や一般教育中心とした「教学」サイクルと、キャリア教育や行事などを通じた「プロジェクト」サイクルである。このように、大きく２つの場を提供することで、多方面からの学びの機会を増やし、学生の成長を促している。

（２）クラス制の導入

本学は、2 学部を合わせても 1 学年定員 340 名の小規模大学であり、授業の規模も概して小さい。この少人数教育による教育効果を最大化するためにクラス制とすることで、学生一人ひとりに目の行き届

いたきめ細かな指導を可能にしている。主に学修面をサポートする専任教員によるクラス担任、履修支援を含む学生生活全般を広くサポートするキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という。)を配置し、在学中はもちろんのこと、入学前から卒業後まで学生のあらゆる面をフォローする体制を整えるなど、小規模大学だからこそ可能となるきめ細かな指導体制を開学以来継続している。

（３）学生支援

入学者選抜では「特待生入試」を実施し、成績、面接評価をもとに学費減免を行っている。奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自のみらい奨学金を設置している。大学生活上の各種相談については、クラス担当教員、CA が常時対応するとともに、特に心理的問題については、学生相談室（わかばルーム）において、専門カウンセラー対応している。就職支援、キャリア支援については、平成 26（2014）年に学内に開設された「キャリアカフェ」に専門スタッフが常駐し、就職に向けた支援や各種資格取得に関する支援を行っている。また、1 年次からオープン・カンパニーに参加することができる体制を整えている。

（４）研究支援

教員の研究支援体制は、一人あたり 45 万円の個人研究費がすべての専任教員に対して支給される。この他に平成 27(2015)年より、学内研究費申請制度が設けられ、専任教員は 100 万円を上限に、個人研究または共同研究予算を申請することができる。50 万円以上を申請する場合には科学研究費(科研費)助成を申請することと研究成果公表の義務を負う。この学内研究費申請制度は、本学における競争的資金制度として、教員の研究活性化を促す特色の一つである。

（５）通信教育課程の学び

本学では、社会人として働きながら学修や資格取得を目ざす志望者、子育て中の親や保育者など時間に制約があり通学での学修が困難な志望者に対し、可能な限りの学修機会を提供することを目的として、「いつでもどこでも」学べる通信教育課程も設置している。メディア授業、テキスト授業、スクーリングによる対面授業等を通じて、多くの人たちに学修の場を提供することで、ミッション、ビジョンの実現を目ざしている。近年は受講者の

要望もありメディア授業への移行が進んでいる。

（６）地域連携の強化

本学は、平成 16(2004)年 4 月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置された。足立区の大学誘致の重要施策として位置づけられているのが、産学公連携であり、本学への期待も大きい。

本学は、地域の学習機会の拠点として地域住民からの期待も大きく、「幅広い職業人の育成」及び、「地域の生涯学習機会提供の拠点」としての機能に大きな比重を置いている。また、本学教員は多くが、足立区の各種政策に関わる専門委員、学識経験者として活動している。その他にも、足立区を中心として各種の地域振興イベントに協力している。平成 29(2017)年には「地域連携センター」が設置され、こうした地域連携活動の窓口としての役割を担っている。

Ⅱ．沿革

1．本学の沿革

学校法人三幸学園及び本学の沿革は以下のとおりである。

昭和 60(1985)年 3 月　学校法人三幸学園設立
平成 19(2007)年 4 月　東京未来大学 こども心理学部を開学
　　こども心理学科こども心理専攻、こども保育専攻、通信教育課程
平成 23(2011)年 4 月　こども保育・教育専攻へ名称変更、入学定員増員
平成 23(2011)年 9 月　モチベーション研究所　設置
平成 24(2012)年 4 月　東京未来大学モチベーション行動科学部設置
　　モチベーション行動科学科
平成 25(2013)年 4 月　東京未来大学モチベーション行動科学部
　　モチベーション行動科学科通信教育課程　設置
平成 31(2019)年 4 月　こども心理専攻を心理専攻へ名称変更

2．本学の現況

・大学名　東京未来大学

・所在地　堀切キャンパス　東京都足立区千住曙町 34-12
　　六町グラウンド　東京都足立区南花畑 1-14-32

・学部構成

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在

学　部	学　科	専 攻 ・ 課 程
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻
		こども保育・教育専攻
	同	通信教育課程
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	
	同	通信教育課程

・学生数、教員数、職員数

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在

① 学生数

学　部	学　科	専　攻	入学定員	収容定員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻	80	320	154	134	110	109	507
		こども保育･教育専攻	200	800	180	197	196	170	743
		小　　計	280	1,120	334	331	306	279	1,250
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		60	240	78	85	67	68	298
合　　計			340	1,360	412	416	373	347	1,548

※平成 31(2019)年 4 月「こども心理専攻」から「心理専攻」に名称変更

【通信教育課程】

学　部	学　科	課　程	入学定員(編入学)	収容定員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども心理学部	こども心理学科	通信教育課程	75 3 年次 300	900	132	188	523	538	1,381
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	通信教育課程	20 3 年次 20	120	33	45	85	70	233
合　　計			95 3 年次 320	1,020	165	233	608	608	1,614

② 教員数

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在

学　部	学　科	専　攻 課　程	専任						兼任
			教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻	9	6	5	0	0	20	28
		こども保育･教育専攻	11	16	7	0	0	34	41
	同	通信教育課程	4	4	1	0	0	9	46
	小　計		24	26	13	0	0	63	115
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		7	7	3	0	0	17	19
	同	通信教育課程	1	0	0	0	0	1	11
	小　計		8	7	3	0	0	18	30
合　計			32	33	16	0	0	81	145

※専任教員には、特任教員を含む。

③ 職員数

学　部	学　科	課　程	専　任	兼　任
こども心理学部	こども心理学科		45	0
	同	通信教育課程	13	0
	小　計		58	0
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		9	0
	同	通信教育課程	1	0
	小　計		10	0
合　計			68	0

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的

1-1．使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

（1）1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

（2）1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

教育の目的は下記の手法で学内外に周知している。

●教職員、役員、在学生:本学公式ウェブサイト【1-1-a】
　　学生便覧・履修の手引き【1-1-b】

●新入生:　　入学式式辞【1-1-c】
　　オリエンテーション【1-1-d】

●新入生保護者:　　入学後の保護者説明会【1-1-e】

●受験生と保護者:本学公式ウェブサイト、大学案内【1-1-f】、学生募集要項【1-1-g】

●卒業生、学外関係者、産業界:本学公式ウェブサイト、企業向け資料【1-1-h】

1-1-②中期的な計画への反映

●本学の使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえた東京未来大学第Ⅱ期中期計画（令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度）を策定し、令和 6(2024)年 5 月に公表した【1-1-i】。

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学の使命･目的及び教育研究上の目的は、三ポリシーに次のように反映させている。

●ディプロマ・ポリシー

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映し「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」としている。

①こども心理学部 : 学位授与に値する要件を明示し、さらにこども保育･教育専攻、心理専攻のそれぞれにおいて、養成する人材像を具体的に明示している。

②モチベーション行動科学部 : 3 つの養成する人材像を明示した上で、身につけるべき技能と知識、卒業後に希望する領域に対応する専門領域の修得を通じて身につけるべき技能と知識を具体的に明示している。

●カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーと本学の使命・目的及び教育研究上の目的を実現するために「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」としている。

① こども心理学部：5 つの要件を掲げカリキュラム編成の目的を明示している。さらに夫々の専攻における教育研究上の目的を達成するため、こども保育･教育専攻では 4 つの要件を、心理専攻でも 4 つの要件を示し、カリキュラムが意図するところを明確化して、人材の育成を実現している。

②モチベーション行動科学部：教育課程において、3 つの人材像に対応した心理・コミュニケーション、経営、教育の 3 つの科目群を配置している。3 科目群を重複して学ぶことが可能であり、その上でそれぞれの進むべき方向性に対応した科目群を修得することで、育成すべき人材の養成を実現している。

以上から本学の使命・目的及び教育研究上の目的はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに反映されている。

●アドミッション・ポリシー

本学の使命・目的及び教育研究上の目的に適う学生を選抜するため、「本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる」としている。

①こども心理学部：「大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性･技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を､各専攻で示し、それに基づく学生の選抜を行う。」としている。さらにこども保育･教育専攻では、受け入れに適う 5 つの能力・資質を、心理専攻では同じく 4 つを明示している。

②モチベーション行動科学部：「大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。」とし、このポリシーを基に求められる 5 つの人物像を掲げている。

以上の通り、本学の使命･目的及び教育研究上の目的は、アドミッション・ポリシーにも明確に反映されている【1-1-j】。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

●本学の母体、学校法人三幸学園(以下、「学園」という。)は、昭和 60(1985)年に設立され、「技能と心の調和」を教育理念とし、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」をビジョンとして全国 12 都市に展開し、卒業生は 25 万人を超え(令和 6(2024)年 5 月現在)、我が国の教育に大きく貢献している。

大学 1 校、短期大学 1 校、通信制高等学校 3 校、専門学校 66 校、特別支援学校 1 校、認

可保育園 23、認証保育園 16、認可外保育所 4、各種学校 2、中学校(不登校)1(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)【1-1-k】。

●本学は足立区の誘致を受けて平成 19(2007)年に設立した。設立には、学園の教育理念の体現、学園の教育成果の蓄積を活かすことのできる領域で保育士、幼稚園教諭、子どもの心の発達に寄り添える人材育成を目的とする学部を構想した。その結果、こども心理学部を設置し、加えて社会人も対象とした通信教育課程も併せて開設した。

●平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部を設置し、翌平成 25(2013)年に同通信教育課程を設置した。人々が主体的に活動し、心理的安寧（well-being）と充実感をもった生活を送ることができるようになるためには、人の活力、意欲、心理的な活動エネルギーを意味するモチベーション(motivation)についての科学的な理解とその実践的な応用は、大きな手がかりを与えてくれる。モチベーション行動科学部の教育目的は、社会で必要とされる「モチベーション」を学び理解することで、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成することに置かれている。

●両学部は通学課程、通信教育課程共に、本学が掲げた使命・目的並びに教育研究上の目的を確たる基盤として、社会に役立つ人材を育成する教育研究組織として十分に整合機能している。

1-1-⑤　変化への対応

令和 4(2022)年度より、本学アセスメントプランによる教育研究上の目的の検証を毎年度実施し、その結果を「教育の質を保証するためのアセスメント」として全学教授会に報告するとともに【1-1-l】、本学公式ウェブサイトにより、広く外部へ公表している。

［基準１の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

使命・目的及び教育研究上の目的の周知は、本学公式ウェブサイト、学生便覧・履修の手引き、大学案内、企業向け資料等により、確実に行われている。また、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、三つのポリシー、東京未来大学第Ⅱ期中期計画に反映されており、これらを達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織の整備がなされている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

なし

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

使命・目的及び教育研究上の目的は、本学創設時に定められ、本学教育研究の根幹をなす普遍的な理念として、従来、全学的な検証は行ってこなかったが、社会情勢の変化に鑑み、令和 7(2025)年度より全学教授会において定期的な点検を開始した【1-1-m】。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

（2）2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学的方針である「東京未来大学内部質保証に関する方針」【2-1-a】を定めるとともに、学則第 2 条第 1 項で「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。」と定めている【2-1-b】。内部質保証の恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検・評価･改善の対象となる項目については、「東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程」第 7 条に明記され【2-1-c】、この規程に基づいて全学的な方針が同委員会において明示される。具体的には年度当初に、その年度の自己点検・評価・改善活動、教育研究活動について、委員長である学長より具体的な方針を公表し、この方針に従い各種委員会・センター、エンロールメント・マネジメント(以下、「EM」という)局の活動の中でその具現化に向けた作業がなされる。全教職員には、全学教授会、並びに春と秋に開催される全学教職員連絡会議(以下、「全体会議」という。)の中で、全学的な方針や取り組み計画が説明されている【2-1-d】。

内部質保証のための恒常的な組織である自己点検・評価・改善委員会は、委員会設置の根拠となる「東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程」の第 1 条において「この規程は、東京未来大学学則第２条第１項に基づき、東京未来大学（以下、「本学」という。）における自己点検・評価・改善及び内部質保証を行うために必要な事項を定める」こととしている【2-1-c】。

委員会の構成員については、同規程第 3 条において（１）学長、（２）副学長、（３）学部長、（４）エンロールメント・マネジメント局長、（５）学科長、専攻長、（６）エンロールメント・マネジメント局次長、（７）通信教育部長、（８）その他学長が指名する者と定めている。

学長を委員長とする自己点検･評価･改善委員会が策定した方針に従い、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会においても、内部質保証のために恒常的な点検・評価、その結果に基づく改善改革作業が行われており、組織体制は整備されている。また、同規程第 5 条では、委員会に委員長を置くこと、委員長は学長をもって充てるとしており、本学における内部質保証体制の責任主体が学長であることを明確に定めている【2-1-2】。

さらに同規程第 8 条では、「本学を構成するものは、個人たると組織たるとを問わず、自己点検・評価・改善及び内部質保証の結果をふまえ、積極的にその結果を活用して、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するよう努めるものとする。」ことが明示されており、全教職員が内部質保証に取り組む体制を整えている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学長が委員長である自己点検・評価・改善委員会を実施主体として、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準に基づいた、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を毎年実施している。自己点検・評価は、①使命・目的、②内部質保証、③学生、④教育課程、⑤教員・職員、⑥経営・管理と財務の 6 基準について、エビデンスに基づきなされており、結果は、自己点検評価書として纏められ、全学教授会での審議を経て学内のすべての構成員で共有されるとともに、本学公式ウェブサイト上で社会に広く公表されている【2-2-2】。

さらに、本学独自の「東京未来大学アセスメントプラン」【2-2-a】に基づき、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、及び教育目標の達成度を測定し、分析結果を各専攻・学科会議、学部教授会、全学教授会で共有するとともに、点検評価を行って改善点を明らかにすることにより、次年度に向けた、新たな取り組みを行う体制を整えている。上記達成度評価は「教育の質を保証するためのアセスメント」として、本学公式ウェブサイト上で公表している【2-2-b】。本アセスメントの実施主体も自己点検・評価・改善委員会である。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 27(2015)年にインスティテューショナルリサーチ(以下、「IR」という)センターを開設した。IR センターは、東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程第 2 条により、東京未来大学における教育理念を実現するために必要な調査、分析及び考察を行うことを目的とすることが定められている【2-2-5】。また、同規程第 3 条により、IR センター業務として、（1）大学運営にとって重要な方針を立てるために必要な情報の提供、（2）本学が有する学内情報の収集並びに当該情報に関するデータベースの整備、（3）データベースを利用した分析及び考察、（4）高等教育政策の情報収集及び提供、（5）高等教育に関わる社会情勢の情報収集及び提供が定められている。

これまでに、各種教務データ、入学予定者アンケート、新入生アンケート、メンタルヘルス調査、学生生活実態調査、過年度卒業生アンケート、MIRAI FES.アンケート、進路に関するアンケート、身につけるべき学士力調査など、学内で実施されてきた各種の調査結果や資料をデータベース化するとともに調査結果の集計分析、調査実施主体に対する分析協力を行っている。

このように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制が整備されている。分析の結果は、大学戦略会議をはじめとして、学部教授会、全学教授会、さら

に春と秋に行われる全学教職員連絡会議（全体会議）などを通じて、学内で共有されている【2-2-c】。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、以下の複数の方法で、学修支援、学生生活、学修環境等に対する学生の意見・要望のくみ上げを行っている。

●CA との面談

クラス担任教員やゼミ担当教員とキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という）が主体となって日常的に学生の意見をくみ上げ、即時対応する環境を整えている。半期に一度、全員に対し、対面式の個人面談を行い、学修面や進路面とともに学生生活全般での相談に応じている【2-3-a】。また、通信教育課程においては、社会人が主たる学生になっているため、時間を設定しての面談は困難をともなう。そのため、学生が必要と感じたときに、その都度、担当の CA を中心に電話やメールできめ細かく学生からの相談に応じている【2-3-b】。通学課程では、学生の状況に合わせてリモートでの面談を実施している。

●教員によるオフィスアワーの設定

通学課程、通信教育課程ともに、授業担当教員がシラバスにオフィスアワーを記載し、学修に関する質問や相談に応じることによって授業に対する要望や意見をくみ上げる機会を設けている。対面授業と遠隔授業など授業形態に合わせて、各教員が連絡・伝達事項に漏れがないように気を配り、さらに学生からの意見や考えをくみ上げるように努めている【2-3-c】。

●授業評価アンケート

授業内容等に関する意見については、教育改善向上委員会が学生による授業評価アンケートを年 2 回全科目（一部、ゼミ、卒業論文や学外実習系の科目は除く）に対し実施し、授業に対する意見を聴取している。その結果については担当教員にフィードバックし、その後の授業改善に役立てている【2-3-d】。アンケートは、本学の学修システムである CoLS(Communication & Learning System)（以下、「CoLS」（コルズ)」という。）の機能を用いて実施している。

●学生生活に関する調査

学生生活委員会は、学生生活実態調査及び卒業時アンケートで、学生の満足度について調査を行っている【2-3-e】。学修支援に関係する項目としては、学内の自習場所に関する項目がある。選択項目としては、「教室」「図書館」「学食・学生ホール」「その他」「学内には

ない」を設けている。これによって、学内での学修支援のニーズの把握に努め、施設の充実を図っている。学生生活実態調査及び卒業時アンケートでは、調査結果の経年比較を視野に入れ、経過分析調査時期や項目など再検討を行っている。また、EM 局がベネッセに依頼して実施する GPS-Academic の調査結果を受けて、学生の学修支援を工夫している。

●意見交流会

年 2 回、学友会代表者と大学執行部との意見交流会を開催し、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望を聴取する機会を設けている。

以上、学生の意見・要望をくみ上げるシステムは、適切に整備されているが、収集された意見・要望を分析し、結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映させる体制の組織的整備は十分でないため、令和 7(2025)年度より、全学教授会で、定期的に学生の意見内容、対応策について検証し、協議することとした【2-3-f】。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

自己点検・評価・改善委員会の下に外部評価員会議を設置し、年 1 回開催して、本学の教学上の課題全般について意見・要望の聴取を行っている【2-3-g】。指摘事項については、自己点検・評価・改善員会での分析、全学教授会での報告を経て、次年度以降の教育研究、自己点検・評価・改善活動に反映させる努力を行っている【2-3-h】。

2-3-③ 内部の質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、認証評価機関による認証評価を受けることを、学則第 2 条第 1 項に明記し、内部質保証に関する中心的な組織として自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検評価の結果については、全学的に共有を図ることで教育の改善・向上に反映させることを目指している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを起点とする内部質保証を確実に行うため、令和 5(2023)年度より東京未来大学アセスメントプランを策定した【2-3-i】。アセスメントプランは、アドミッション・ポリシーの達成度を検証する入試種別ごとの受験、合格、入学状況調査、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業内容の具体的な到達点・目標として定めた「身につけるべき学士力」の達成度を測定検証する「身につけるべき学士力調査」、学期の終盤に実施される授業評価アンケート、授業や学内諸活動プログラムを通じて、学生がディプロマ・ポリシーで求めている要件をどの程度達成したかを確認する卒業時アンケート等の評価指標から構成されるものである。これに基づき、三つのポリシー、教育の目的の適切性、及びこれらに沿った学修成果の達成状況を、全学レベル、学位レベルで点検・評価する体制が整備された。アセスメントプランによる点検・評価結果は、教育の質を保証するためのアセスメントとして、全学教授会へ報告する【2-3-j】とともに、本学公式ウェブサイトで公表している【2-3-k】。これらは、三つのポリシーを起点とした教育の質向上への取り組み、取り組み結果に基づく改善実施、効果の確認、新たな改善への取り組みという PDCA サイクルを構成する活動である。

点検評価の客観性を担保する観点から、平成 28(2016)年度と平成 29(2017)年度には、計 5 名の外部有識者に本学の自己点検・評価・改善活動について評価を依頼し、概ね肯定的な

評価を得ることができたが､今後のさらなる教育の質向上に向けての指摘･提案も受けた。その詳細及び対応施策については、令和 2(2020)年度自己点検評価書に記載し、取り組みへの努力を継続して今日に至っている。令和 5(2023)年度からは、新たな外部評価委員制度を導入し【2-3-l】、三つのポリシーを起点とした内部質保証、その結果に基づく教育の改善・向上をより確実にする取り組みを開始している。

令和 7(2025)年より、自己点検・評価結果、認証評価結果を踏まえた新たな第Ⅱ期中期計画（教学）を策定した【2-3-m】。目標を「学生を中心に据えた学修者本位の教育の実現～『学びたい』『身につけたい』を叶える教育の推進～」とするとともに、目標実現のために「教学」「研究支援」「教学マネジメント」「学生支援」から成る下位カテゴリーを設定し、さらに、各カテゴリーを構成する項目、及びこれらを達成するための具体的施策を年度ごとに定めており、これらにより、内部質保証体制のより一層の充実を図っている。

毎年度の自己点検・評価報告、及び認証評価結果は、本学公式ウェブサイト等で公表しており、外部評価員会議等において説明も行っており、学外関係者の理解・支持が得られる努力を行っている。上述のように、公式ウェブサイトでの公表は行っているが、学生が容易にアクセスできるよう､本学の学修システムである CoLS への掲載を 6(2024)年度より開始した。

［基準 2 の自己評価］

(1) 成果がでている取組、特色のある取組み

内部質保証に関する全学的な方針を明らかにするとともに、自己点検・評価・改善委員会を内部質保証のための恒常的な組織として整備しており、明確な責任体制を構築している。上記、自己点検・評価・改善委員会において、毎年度、エビデンスに基づく自己点検・評価・改善活動を実施し、その結果を自己点検評価報告書として、本学公式ウェブサイトにより、広く社会に公表している。IR センターを設置し、本学の教学等現状を把握するための調査の実施、データの収集と分析を行う体制を整えている。また、教員によるオフィスアワーの設定、授業評価アンケート、学生生活に関する調査等の複数のチャンネルから学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備している。さらに、外部評価員会議により、学外関係者に意見・要望を聴取する体制を整えている。新たに令和 7(2025)年度より、自己点検・評価結果、認証評価結果を踏まえた第Ⅱ期中期計画を策定し、内部質保証体制のより一層の充実に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の意見・要望や学外者の意見・要望を分析し、その結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす取組は不十分である。

(3) 課題に対する改善状況と今後の取組み予定

学生の意見・要望や学外者の意見・要望を聴取する体制は整備済みであるが、その内容の分析、及び結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす取組は、未だ十分ではないため、令和 7(2025)年度より、自己点検・評価・改善委員会、全学教授会で対応することを決定している【2-3-n】。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

（2）3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

●本学の教育理念である「技能と心の調和」に基づき、アドミッション・ポリシーを作成している。

●アドミッション・ポリシーは各学部・学科・専攻・課程の教育目的に即して表 3-1-1 に示すように、明確に定められている。【3-1-a】

【表 3-1-1 大学および各学部・専攻のアドミッション・ポリシー】

大学 本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる。
こども心理学部（全体） 大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、以下に示し、それに基づく学生の選抜を行う。
こども心理学科こども保育・教育専攻 以下の能力・資質を有する人を受け入れる。 ○大学の学びの基礎となる学力を有する。 ○様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。 ○自分の考えを適切に表現し、他者理解を持って人間関係を構築することができる。 ○心身ともに健康であり、積極的に行動できる。 ○未来に希望を持ち、子どもや保育・教育に関心を持っている。
こども心理学科心理専攻 以下の能力・資質を持っている人を受け入れる。 ○子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、人の心の仕組みや働きについて論理的に理解することに積極的である。 ○多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方

法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。 〇教育・保育・福祉機関をはじめとする学外の様々なボランティア活動を通して、人を取り巻く社会について理解するとともに、社会貢献などでの関わりに積極的である。 〇上記を実現するにふさわしい学力・知力、そして豊かな発想力を備えている。
こども心理学科通信教育課程 大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、大学内外における様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。 〇様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。 〇自分の考えを適切に表現し、他者理解をもって人間関係を構築することができる。 〇子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、心理学的観点からもその背景やプロセスについて論理的に理解することに積極的である。 〇多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。
モチベーション行動科学部（全体） 大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。 〇高等学校での教育課程を幅広く修得している。 〇モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。 〇豊かな発想力をもち、主体的に考え行動することができる。 〇人とよく関わることのできる対人関係能力・技能をもっている。 〇困難や課題を乗り越えた経験をもっている。
モチベーション行動科学部通信教育課程 大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を学び・理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。 〇モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。 〇豊かな発想力で主体的に考え行動することができる。

○企業人や公務員、各種法人職員等として活躍しながら、モチベーションについて学ぶことにより、組織貢献を希望している。 ○社会の一線を退き、家庭や地域コミュニティの中で生きつつ、その対人関係及びコミュニケーションの円滑化や活力の向上を求めて、学びに興味をもっている。

●本学のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項および本学公式ウェブサイトを通して公開されている【3-1-a】。
●学生募集要項は、オープンキャンパスでの配布をはじめ、本学公式ウェブサイト（スマートフォン向けサイト含む）、電話やファックス等による請求、各種ウェブ媒体、各種進学情報誌を通して入手することが容易である【3-1-b】。
●通学課程においては、オープンキャンパスや本学主催の入試説明会、企業主催の大学説明相談会、高大連携、高等学校の要請による出前授業、高等学校の訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）、高等学校の生徒（1・2 年生を含む）のキャンパス見学などの機会を活用し、大学案内や学生募集要項を使用しながらアドミッション・ポリシーについて説明し、周知を図っている【3-1-c】。
●通信教育課程においても、入学説明会などの機会において大学案内や学生募集要項を使用しながら、入学希望者に対してアドミッション・ポリシーについて説明をし、周知を図っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

●本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜制度を整備している【3-1-d】。入学者の選抜方法を多様化することにより、受験生の入試種別の選択肢を増やし、多様な学生、つまり様々な個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れることに努めている。また、入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により適切な体制の下で運用している。
●本学の入学者選抜は、「東京未来大学入学者選考規程」【3-1-e】に基づいて設置された全学入試委員会が行っている。全学入試委員会の所掌する現行の入学試験の種別は、資料の通りである【3-1-f】。
●本学の入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等は、全学入試委員会において協議された後、学長が決定する【3-1-g】。
●入学試験は、全学入試委員会の管理、運営のもとで採点が行われ、採点は公平性を担保するため、受験生情報を伏せて行われている。出題者を含めダブルチェックを行い、採点ミスの発生を防いでいる。合否判定は、全学入試委員会が、各入試種別により課している学力試験、面接、小論文等の採点結果をもとに合格者案を作成する。合格者案は全学教授会において審議し、合格者の決定を行う【3-1-h】。決定結果に基づき学長が入学を許可する。
●入試種別で入学者の特性を分析し、アドミッション・ポリシー及び選抜趣旨に沿った入学者選抜が行われているかについて検証している【3-1-i】。
●通信教育課程においては、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 19 条、「東京未来大学入学者選考規程」第 2 条第 2 項に基づき、書類による入学者の選考を行っている。書類選考の基準および方法は「入学選考の基準及び合否処理の手順に関する申し合わせ

(通信教育課程)」に定め【3-1-j】、通信学務委員が志望理由書をもとに合否判定案を作成し、全学教授会によってこれを決定し、決定結果に基づき学長が入学を許可している。入学の目的がアドミッション・ポリシーから大きく逸脱していない限り、幅広く学生の入学を受け入れている。また、志願者の状況について、通信学務委員会にて話し合う機会を設け、検証の機会としている【3-1-k】。

3-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

●学部別入学定員、入学者数、入学定員充足率と、過去5年間の平均入学定員充足率は、表3-1-2に示す通りである。本学公式ウェブサイトにおいて、各学部・専攻の志願者数、合格者数、入学者数を公表している。

【表3-1-2　過去5年間の学部別入学定員充足率と過去5年間の平均入学定員充足率】

（単位：人数、%）

学部・学科	専攻		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	5年平均
こども心理学部こども心理学科	心理専攻	入学定員	80	80	80	80	80	80.0
		入学者	126	126	126	138	154	134.0
		入学定員充足率	157.5	157.5	157.5	172.5	192.5	167.5
	こども保育・教育専攻	入学定員	200	200	200	200	200	200.0
		入学者	198	177	198	201	180	190.8
		入学定員充足率	99.0	88.5	99.0	100.5	111.1	104.8
	合計	入学定員	280	280	280	280	280	280.0
		入学者	324	303	325	339	334	325.0
		入学定員充足率	115.7	108.2	116.1	121.1	119.2	116.0
	通信教育課程	入学定員	75	75	75	75	75	75.0
		入学者	103	108	131	140	133	123.0
		入学定員充足率	137.3	144.0	174.7	186.6	177.3	164.0
		編入学定員	300	300	300	300	300	300.0
		編入学者	312	369	423	433	407	388.8
		編入学定員充足率	104.0	123.0	141.0	144.3	135.6	129.6

学部	学科	＼	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年	5 年平均
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	入学定員	60	60	60	60	60	60.0
		入学者	72	70	74	80	78	74.8
		入学定員充足率	120.0	116.7	123.3	135.0	130.0	124.6
	通信教育課程	入学定員	20	20	20	20	20	20.0
		入学者	28	30	45	31	34	33.6
		入学定員充足率	140.0	130.0	225.0	155.0	170.0	168.0
		編入学定員	20	20	20	20	20	20.0
		編入学者	44	40	51	39	48	44.4
		編入学定員充足率	220.0	200.0	255.0	195.0	240.0	222.0

※入学者は各年の 5 月 1 日現在
※通学課程は編入学者を含まない。
※通信教育課程は入学者に前年の秋入学者を含む。編入者も含む。
●こども心理学部・心理専攻、モチベーション行動科学部のそれぞれ、定員充足することが見込まれる。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

●組織規程に基づいて教職員の組織的な連携体制を確保するとともに、「求める教員」「求める職員像」を定めて教職員の積極的な学生への関わりと教職協働の方針を示している【3-2-a】。
●エンロールメント・マネジメント（以下、「EM」という。）局、各学部学科等、入試委員

会（全学入試委員会・学部入試委員会)、教務委員会、学生生活委員会、保健室、学生相談室等が連携して、次のような学修支援を実践している【3-2-b】。
①入学までの学習意欲の継続と向上を目的とした「入学前教育プログラム（基礎力アップドリル・入学前ゼミナール)」の実施（全学部対象)。
②学修・研究の基礎となる問題把握・論文読解能力の定着を目的とした 1 年次必修科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の設置（モチベーション行動科学部・1 年生対象)。
③履修指導、学生生活におけるマナーや支援、学生の目標設定等を目的とした「新入生オリエンテーション」「スタートアップセミナー」(全学部・1 年生対象)、「新年度オリエンテーション（全学部・2～4 年生対象)」の実施。

更に、履修指導では学生が履修ガイダンスで聞いた内容の不明点や自身の履修計画についての相談の便宜を図るため、履修相談に対応する Google フォームを開設している。それを通じて、学生はキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という)へ履修相談し、自身の履修登録の適切性を確認している。また、GPA 値が低い学生については、履修登録前に担当 CA から面談設定や履修等で困っていることがないかヒアリングをし、学生の要望があれば、GPA 面談時に、履修相談の対応をしている。これに加え、履修登録のポイントを学年や学部、学科、専攻ごとに分けて、全学生へ学修システム CoLS(Communication & Learning System)（以下、「CoLS」(コルズ)という。)、のお知らせ機能で案内し、学生自身が、自身の履修登録状況について再確認できるよう働きかけを行っている。ほか、全学生に対して CoLS からダウンロード可能な履修登録状況一覧の PDF ファイルを大学に提出するよう指示しており、自身の履修状況の把握や履修登録に漏れがないかの再確認、さらには履修状況について問い合わせを行う際の基礎資料として活用している。
●上記の学修支援を実現するために、学部・専攻別にクラス制を導入し、EM 局所属の CA と専任教員のクラス担任を配置している【3-2-c】。
●通信教育課程においても CA を配置し、入学から卒業に至るまでの学修・学生生活を支援している。具体的には、授業担当教員と連携の上、学生の履修状況や取得を希望する資格・免許を把握し、CoLS、メール、電話等の連絡手段を用いて、履修相談や学修の進め方のアドバイス、成績不良者への個別連絡等の学修支援策を講じている。また、新入生を対象とした「WEB オリエンテーション（動画公開)」を実施している【3-2-d】。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

●教員の教育活動を支援するために、「ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）に関する規程」「スチューデント・アシスタント（以下、「SA」という。）に関する規程」を定め、担当教員の申請により TA あるいは SA を採用し、研修を実施した上で教育補助業務に活用している【3-2-e】。
●授業時間のみならず、授業内容等に関して担当教員から直接指導が受けられるように、授業期間内の週 60 分から 90 分あるいは学修システム上のフォーラム機能やメールを用いて全学的にオフィスアワー制度を実施しており、授業内あるいはシラバスで学生に周知している【3-2-f】。
●「障がいのある学生の学修支援に関わる基本方針」を定め、本学ウェブサイトで広く周知するとともに、「学修上の配慮と手続きに関する事前説明シート」を用いて希望を募り、

所定の手続きを経て学修上の支援内容を決定し、教職員に周知することにより、障がいのある学生への配慮を実施している【3-2-g】。
●中途退学等の防止、成績不良の改善、学生生活全般の支援を目的としたCAによる「学生生活面談（全学部・全学年対象・毎学期1回以上)」と「GPA面談（全学部・全学年・成績不良者対象)」の実施。加えて、中途退学、休学及び留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討をきめ細かく実施している【3-2-h】。

3-3. キャリア支援
①教育課程におけるキャリア教育の実施
②キャリア支援体制の整備
（1）3-3の自己判定
「基準項目3-3を満たしている。」

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施
●本学では、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する」という教育目的に基づき、独自の「キャリア科目」を設置するとともに就職サポートを実施している。1年次で就学力、2年次で就業の基礎力を身に付けさせ、3・4年次で主体的に進路を選択する就活力が発揮できるよう、自ら行動し社会に貢献できる人材を輩出することを目的にキャリア教育を行っている【3-3-a】。
●1年次の必修科目「カレッジ&キャリアスキルズ」では、大学基礎講座（履修指導から、ノートの取り方、レポートの書き方など)、学士力、「成功の法則」等、大学生活や研究スキルに主眼を置いた授業を実施している。
●2 年次の必修科目「キャリアデザイン」は、自ら行動し社会に貢献できる人材の育成を目指し、職業観の醸成と論理的思考力、情報発信力を養う授業を実施している。具体的には、学生が自主的に職業を調べて発表する職業探検、論理的思考力を養う小論文作成、社会人基礎力、チームビルディングなど、ワーク中心の実践的教育課程を組んでいる。これらは、3・4年次のキャリアガイダンスに引き継がれ、就活力を高める教育課程に移行する。なお、キャリア科目では上記を軸にして、必修科目「プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」(1年次)、「国語表現」(1 年次)の他、社会人の現場体験を聞きグループワークを通じて就業意識を醸成する「キャリアモデル・ケーススタディ」「キャリア形成論」「事例で学ぶビジネス」等の選択科目の拡充も図っている【3-3-b】。
令和 7(2025)年度入学生からは、インターンシップを単位化するキャリア科目「単位型インターンシップ」が開始する。これは事前事後指導を受け、大学推薦のインターンシップに参加し成果報告会で発表をする3年次の選択科目である【3-3-c】。

3-3-②キャリア支援体制の整備
＜キャリアセンター＞
①3 年次のキャリアガイダンスは、一般企業希望者、福祉・保育職希望者別に学生の就職

活動準備時期に合わせ、月 1 回から 2 回程度実施している。一般企業希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES（エントリーシート）対策、面接対策講座、グループディスカッション対策講座、学内企業説明会などがある。本学学生の資質、志望先に合わせた教育課程を独自に組み、そこから興味、思考を広げて、業界や企業を体系的に見つけていくことを勧めている。福祉・保育職希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、履歴書対策等に加え、福祉・保育系教員と連携し、2 月から 3 月に福祉・保育職合同模擬試験を開催している。福祉・保育職分野の選考を想定し、面接や手遊び、読み聞かせ等を課す模擬試験を行っている。また、ピアノ指導等の実技試験対策を行い、レベルの底上げを図っている。その他、筆記試験対策、小論文対策、公務員試験対策講座など学生のニーズに合わせたキャリア支援を用意している。

②4 年次の未内定者に対しては随時就職支援ができるよう担当 CA とゼミ担当教員が連携しながら、個別に相談を行っている。またキャリアカフェでは定期的にハローワークから専門の担当者によるハローワークジョブサポーター個別を実施、学生一人一人に対してキャリア支援を進めている【3-3-d】。

③ここのインターンシップやオープン・カンパニーは、就業体験の貴重な機会であり、学生の専攻や志向に合わせてここの 1 年次より随時斡旋している。これらの参加学生には、日報およびインターンシップ成果報告書により、日々の学びを記録させて体験の定着を図っている。例年 3 年次には、インターンシップ・マッチングセミナーを学内にて開催し、10 社程度の企業を招聘して学生のインターンシップへの参加を促進している。また、足立区内の企業で地域密着型のインターンシップを実施している。保育職希望の学生には、保育所や学童保育施設でのボランティアも斡旋している。例年は、1 年次から足立区と連携し認可保育所への 1 日保育体験や、日本労働者協同組合ワーカーズコープ連合会が運営する学童施設への施設体験、足立区内の小学校への小学校現場体験など、早期から就業体験をすることで、就業観の育成を図っている【3-3-e】。

④資格取得についても、子ども関連、保育関連分野への就業力強化のため推進を図ると共に学生のニーズに合わせた資格講座を用意している【3-3-f】。

⑤本学の就職・進学サポートは「キャリアセンター」（企業・公務員・進学希望者向け）と「心理実習指導室」（心理職に関心を持つ学生、資格取得を目指す学生向け）、「保育・教職センター」（福祉・保育・教職希望者向け）が担っている。CA 及びキャリアセンター特任教員が学生一人ひとりにきめ細かく対応し、面接練習など適切な指導を行っている。通信教育課程の学生に対しても、担当 CA を配置しているが、社会人学生が中心であるため、オフィスアワーにおいて教員が電話やメールなどによって対応できるようにしている【3-3-g】。

キャリアセンターでは、CA 及びキャリアセンター特任教員で週 1 回の打ち合わせ（センター内では「就職係会議」と称している。以下ではこの呼称を使用する。）を行っている。学生の就職活動状況の課題と対応策を協議し、キャリアガイダンス、学生個別の就職相談、求人情報の提供等に会議で共有した情報をタイムリーに反映させている。【3-3-h】。

また、学内にキャリアカフェを設置し、学生がキャリアに対して早期から興味を持ち、気軽にキャリアに関する情報を取得できるように環境を整備している。キャリアカフェを利用したイベントを定期的に実施しており、実際に企業で活躍している社会人や、本学卒

業生をゲストに招き、就業観醸成の一助とするとともに、低学年からキャリアカフェを利用するきっかけ作りとしている【3-3-i】【3-3-j】。

キャリアセンターが 3・4 年次に提供する主要なサポート内容は以下の通りである。

ア.キャリアガイダンスの企画から実施：価値観ワーク、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES 対策、面接対策講座、学内企業説明会など。

イ.個別相談：進路相談全般、履歴書/ES の添削指導、模擬面接など。

ウ.求人情報の提供：学内ポータルサイトである「みらいナビ」に随時掲載するとともに閲覧可能な求人ファイルをキャリアセンター内に設置。

エ.学内企業個別説明会

オ.その他：就職活動関連書籍の閲覧、就職活動用 PC の使用。

個別相談では、学生の自主的な予約面談のみならず、半期に一度、クラスごとに担当の CA が面談を実施し、就職活動に消極的な学生、自主的に相談に来られない学生をもれなくフォローするよう努めている。「就職係会議」等により学生個々の就職活動状況を共有するとともに、必要に応じて CA、クラス担任教員、ゼミ担当教員より卒業論文等学業の進捗状況を確認し、メンタル面のサポートを含め、各学生に適した指導、助言を心がけている。求人情報の提供としては、学部ごとの特質を踏まえ、学内ポータルサイト「キャリタス UC」やキャリアカフェ内の閲覧ファイルにて、求人情報データベースを構築し、全学生に開放して情報提供している。また、学生との個別面談結果に応じて、個々の学生の志向に応じた求人を発掘し、紹介するよう努めている。

進路決定者に関しては、「進路決定報告書」及び「就職活動レポート」の提出を義務付け、学生個々の状況を把握し、成果確認を行っている。なお、「就職活動レポート」はキャリアセンター内のファイルに保管し学生が閲覧できるようにしている。また、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いものの、転職や就職あるいは大学院志望者にはゼミ担当教員や CA が随時サポートを行っている。

＜保育・教職センター＞

保育・教職センターでは、こども心理学部及びモチベーション行動科学部の専任教員、保育・教職センター特任教員、CA 及び実習事務職員によって構成される「保育・教職センター会議」を毎月 1 回、定例で開催している。保育実習及び教育実習の指導や就職支援における諸課題を共有・協議し、福祉・保育職及び教育職を目指す学生の支援について検討している。

保育・教職センター及び就職サポートルーム（保育・教職センター分室）には、福祉・保育職及び教育職（幼稚園）の求人票や参考書、就職活動報告書、絵本・紙芝居などが保管されており、学生が自由に閲覧することができるとともに、特任教員及び CA が就職に関する相談・助言にあたっている。また、実習及び就職活動等に向けたピアノ個別指導や保育技術に関する各種対策講座なども行っている。

こども心理学部においては、小学校教員希望者と福祉・保育職希望者に分け、希望進路別にキャリアガイダンスや対策講座などの就職支援を行っている。小学校教員を希望する学生については、筆記試験対策や面接試験対策を中心とした教員採用試験対策を行っている。福祉・保育職を希望する学生については、私立希望者、公立希望者、あるいは施設希望者など希望進路に合わせたプログラムを通じて就職活動への意欲を高めるよう工夫して

いる。また、就職模擬試験を実施し（施設希望者：3 年次 1 月、公立希望者：3 年次 3 月、私立希望者：4 年次 8 月）、就職活動が本格化する前に学生個人が自己の課題を見つけ、本試験に向けてスキルアップする機会としている。公立保育所・幼稚園を目指す学生に対しては、外部委託（有料）による公務員対策講座を 3 年次 12 月より開催し、筆記試験対策を実施している。

モチベーション行動科学部においては、中学校・高等学校教員希望者を対象に、キャリアガイダンスや対策講座などの就職支援を行っている。

心理実習指導室では、心理実習指導室の特任教員が、心理職への職業的意識を高めるために現任の外部講師等を呼び、講演会を開催している。また、心理系大学院進学を希望する学生向けに、心理系の英文講読の勉強会（毎週 2 講座）と個別指導を実施している。さらに、心理実習や心理演習に関する学生からの個別の相談を受け付けている。また、大学院選び、志望理由書や研究計画書の作成、面接対策などに関して指導している。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

（1）3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

●学生生活の安定のための支援として、教職員による学生支援体制に加え、学生生活委員会や在学生で組織された学友会とともに、学生相談室や保健室等が設置されている。学生はクラス担任教員及びクラス担当 CA との個別相談などを日常的に活用でき、常に複数の教職員から多面的な支援を受けられるようになっている。

●教職員による学生支援

学部・専攻・学年ごとに担任教員及び CA を配置することによって、入学から卒業まで、修学指導を含めた学生生活全般において多様性な学生に合わせて、必要に応じて適切な指導、助言を行っている。具体的には、入学直後から、クラス担任である教員は学修の支援をおこない、クラス担当 CA は履修支援を含む学修と学生生活全般を広範にサポートし、両者で役割の分担と連携を図っている。また、学生に関する情報の共有化と支援の多様性を目指して、こども心理学部では専攻・学年ごとに「担任・CA 会」を組織するとともに、その代表者会議を毎月開いて学生の多様性に配慮し、細やかかつ総合的な支援ができるようにしている。モチベーション行動科学部では、クラス規模が小さいため、頻度などは決まっていないが、適宜担任・CA 間での打ち合わせを行っている。教職員による学生支援は、オリエンテーションやガイダンスの機会に、学生生活の改善や向上にかかわる啓発や、MIRAI FES.等の年間を通した行事の際にも行われている。

●学生生活委員会等による学生支援【3-4-a】

①学生生活委員会は、専任教員及び CA で構成されているが、特に学友会活動・課外活動への支援、プロジェクトへの支援、学内生活環境の改善や学生の意識向上、障がい等がある学生への支援、ハラスメント防止、保健室、学生相談室との連携、学生生活実態調査及び

卒業時アンケートの集計・報告書作成などを行っている。学生生活委員会は、以上のことをうまく機能させるために、また、学生の多様性に配慮し、誰もが参加できる学友会活動・課外活動・プロジェクトとするために、CA とともに、学友会との連携を重視している。なかでも学友会の「クラブ委員会」や「学生委員会」は、学生支援と密接な関連があり、多様な学生の日々の活動をサポートし、そのことにより学内全体の環境整備を図っている。
②学生の表彰にも力を入れており、その一つに学生生活委員会の運営による「みらいプロデュース」が挙げられる。「みらいプロデュース」は、学生生活委員会が募集するもので、本学の教材や玩具の開発、地域貢献等の企画を学生や教職員が応募し、優秀な者あるいはグループを選考に基づき表彰しているものである。このほか、「未来賞」、「学長賞」、「こども心理アドバイザー賞」、「奨励賞」などがある。
●奨学金など学生に対する経済的な支援
学生の経済的な支援策としては、以下のように取り組んでいる。
①特待生学費免除制度【3-4-b】
総合型選抜(A 日程)、学校推薦型選抜、一般選抜(A 日程)における成績優秀者で特待生受験意思のある者に対し面接試験を経て学費免除の可否を決定する。免除内容は、50 万円・30 万円・10 万円の 3 種類で、成績・面接の内容により以降毎年の継続が判定される。良好な授業出席は最低限の要件である。
②みらい奨学金制度(令和 4 年 4 月開始)【3-4-c】
経済困窮学生に対する奨学金制度。返還義務は原則なし、授業料の減免、1 年間で終了。
③日本学生支援機構が行う奨学生の推薦【3-4-d】
希望する者に対し推薦を行っているが、在学生の約 3 割が奨学生である。
④その他の奨学生
各地方自治体等による制度などの情報提供に努めている。
⑤アルバイト情報提供
本学の学生として適切で就業体験に役立つ優良なアルバイト情報を学生向けに学内掲示し、情報提供を実施している。
●学生の課外活動への支援
①本学では、学生生活支援をより効果的にするために学友会を組織している。学友会は、正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、本学学生全員を正会員、本学教職員を特別会員として組織し、学長が会長を務める。
②学友会内に、正会員を構成員とする「自治委員会」を置き、学生の自治組織として運営され、合議機関である「学友会代議員会」の下に、「クラブ委員会」(部活動、同好会)、「広報委員会」、「エコ美化委員会」、「ピアサポーター」、「地域連携推進委員会」、「謝恩会実行委員会」及び「大学祭実行委員会」(MIRAI FES.)を設置している。特に、ピアサポーターは学生による学生支援の組織であり、新学期ごとの履修相談会などを行っている。
③また、学生生活委員会及び CA が「自治委員会」と連携し学友会活動の活性化を支援するとともに、金銭的及び物的な支援を適宜実施している【3-4-e】。
主な支援実績は以下の通りである。
ア.クラブ活動支援

「部」や「同好会」に対し会員数に応じた経常活動費を配付する【3-4-f】。また、特別活動費の申請を認めている。また、大学保有設備の利用を可能な限り認めるとともに、設備の利便性確保を支援している。

イ.大学祭実行委員会への支援

大学祭実行委員会は、MIRAI FES.など学内外イベントの企画運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CA が同委員会に参画して運営面における指導、相談にあたっている。

●学生の心身に関する健康相談、心理的支援、生活相談について

学生に対する健康相談、心的支援等に関しては、CA が第一義的な相談窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師等医療従事者が配置されている。週 5 日で開室しており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【3-4-g】。

●心理的支援においては学生相談室(心理臨床センター)を設置し【3-4-h】、公認心理師を配置している。原則、予約制でカウンセリングを実施している。また、新入生対象のメンタルヘルスチェックを実施し、自ら相談室に来室することが難しい学生が無理なく来室し、さまざまな要望、意見等をくみ上げることができるようにしている。学生相談室の来室概要や来室記録を詳しくとることによって学生の心理状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

●教育研究上の目的の達成のため、次のとおり施設設備を整備し、有効に活用している【3-5-a】。

＜校地＞

校地名称・所在地	最寄駅	校地面積	用途	備考
（堀切キャンパス） 東京都足立区千住曙町 34 番 12 号	東武伊勢崎線堀切駅下車徒歩 2 分 京成本線京成関屋駅下車徒歩 7 分	8,319.51 ㎡	校舎	専用 足立区定期借地
（六町グラウンド） 東京都足立区南花畑 一丁目 14 番 32 号	つくばエクスプレス六町駅 下車徒歩 5 分	14,645.76 ㎡	運動場 校舎	専用 自己所有
（綾瀬キャンパス） 東京都足立区綾瀬 二丁目 30 番 33 号	東京メトロ千代田線綾瀬駅 下車徒歩 5 分	1,772.45 ㎡	校舎	専用 足立区定期借地
（合計）	－	24,737.72 ㎡	－	－

＜校舎＞

校地名称・所在地	校舎名称	校舎面積	構造	備考
（堀切キャンパス） 東京都足立区千住曙町 34 番 12 号	本館 講義棟 A 講義棟 B 講義棟 C みらいホール（講堂）	3,028.87 ㎡ 4,377.44 ㎡ 3,900.25 ㎡ 4,054.67 ㎡ 143.68 ㎡	鉄筋コンクリート造 4 階建 鉄筋コンクリート造 4 階建 鉄筋コンクリート造 4 階建 鉄筋コンクリ―ト作 5 階建 鉄筋コンクリート造 1 階建	専用 自己所有
（六町グラウンド） 東京都足立区南花畑 一丁目 14 番 32 号	管理棟 体育館棟	784.27 ㎡ 2,151.61 ㎡	鉄筋コンクリート造 3 階建 鉄筋コンクリート造 2 階建	専用 自己所有
（綾瀬キャンパス） 東京都足立区綾瀬 二丁目 30 番 33 号	講義室（5 階建のうち 4 階部分のみ）	714.74 ㎡	鉄筋コンクリート造 5 階建	共用
（合計）	－	19,155.53 ㎡	－	－

＜教室・研究室＞

教室				教員 研究室	備考
講義室	実験・実習室	情報処理学習室	（合計）		
47 室	16 室	3 室	66 室	66 室	・情報処理学習室の 1 室は 語学学習施設を兼ねる

＜図書館及び図書設備＞

図書館面積	閲覧座席数	収納可能冊数
392.60 ㎡	119 席	50,000 冊

図書 （うち外国書）	学術雑誌	電子ジャーナル	視聴覚資料	機械・器具
67,081 冊 (6,602 冊)	971 種	27 種	901 点	20 点

＜体育施設＞

（六町グラウンド） 体育館棟アリーナ	（六町グラウンド） 屋外クレーコート	（六町グラウンド） 屋外フットサルコート	（六町グラウンド） 屋外テニスコート
894.12 ㎡	1 面	2 面	2 面

●調理・保育実習室、多目的実習室、心理学実験室、情報処理室、LL 室、図画工作室、理

科室、音楽室、ピアノレッスンルーム等の実習施設を配置し、授業や学習課題等で有効に活用されている【3-5-b】。
●「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法)」に対応した堀切キャンパス全校舎のLED照明交換工事（令和3(2021)年4月実施)、同キャンパス敷地内の外部床補修工事（外構床デザインクリート再塗装・防滑工事、令和3(2021)年10月）など、教育研究施設・設備の整備及び安全面の改善を図ることにより、快適な学修環境の整備に努めている【3-5-c】。
●「東京未来大学施設管理規程（令和7(2025)年4月制定予定)」に基づき、施設・設備の維持及び適切な管理に努めている【3-5-1】。施設・設備の維持及び運営はEM局が窓口となり、清掃、警備、エレベーター設備、電気関係設備等の保守点検業務について、それぞれ専門業者と委託契約を結んでいる。
●ICT環境は、情報処理学習室を3室（うち1室は語学学習室（LL教室）を兼ねる。）を整備するとともに、ノートPCの新入生全員配布（Office365を無償ダウンロード)、学修システム（CoLS）の導入等によって、教育研究活動におけるIT利用を推進しており、本環境を活用することができている。
●授業や学習課題等でICTを有効に活用するため、CoLSやノートPCの使い方はスタートアップセミナーにて説明しており、不安な学生に対しては後日ＰＣ操作レクチャー会を実施し、フォローアップを行っている。また学生が健全かつ安全に情報通信設備を利用出来るように情報通信設備利用細則を定めている【3-5-d】。
●ネットワーク環境は、快適な学修環境の整備のため、学生一人一人にeduroamのアカウントを配布し、学内のどこにいても無線LANネットワークを利用することが出来る【3-5-e】。
●相談窓口は、学生に配布しているノートPCやeduroamに疑問や不安があった際に、EM局のCAが相談窓口となり、故障や修理に出してしまった場合に必要に応じて代替ノートPCの貸出も行っている【3-5-f】。
●全ての教室にプロジェクター及びスクリーンを設置し、規模が大きい講義室にはマイク等の音響設備が利用できるようになっている。設備は定期的に点検し、不具合があれば適切に対応している【3-5-g】。

3-5-② 図書館等の有効活用

●図書館には心理学・保育学・教育学・経済学を中心とした蔵書を備えている。専任司書が常時在籍し、平日 9 時から 20 時を開館時間とし、申請の上、地域住民にも開放している。通常の貸出に加え、郵送による書籍の貸出・返却、電子書籍の学外利用、当館所蔵資料の複写・自宅郵送サービス、学外資料取り寄せ・自宅郵送サービスを実施している。また、教職員を対象に定期的に購入希望図書の調査を行い、蔵書の充実を図るとともに、文献検索講習会の実施や各授業との連携をすすめることで､環境整備と有効活用に努めた【3-5-4】。施設面については、令和3(2021)年度にラーニングコモンズを講義棟Cに新設し、令和4(2022)年10月から図書館の分室として学生のグループ学習施設（名称は「Sophia」）を整備した。

3-5-③　施設・設備の安全性・利便性たち

●開学時からバリアフリーをはじめとする施設・設備の安全性と利便性、学生の多様性に配慮しており、エレベーター、スロープ、多目的トイレを設置、整備している【3-5-h】。
●校舎の耐震については、開学前に講義棟 A（旧足立区立第二中学校校舎）の耐震診断と十分な耐震補強工事を実施しており、施設・設備の安全性に懸念はない【3-5-5】。

［基準 3 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

①教職員の組織的な連携体制を確保し、積極的な学生への関わりや教職協働の方針を示した上で、「クラス制」「キャンパスアドバイザー制度」「障がいのある学生の学修支援」をはじめとする様々な支援策を講ずることにより、学修支援体制の整備と充実に取り組んでいる。
②EM 局所属の CA が中心となって、学生一人ひとりの学修状況を把握し、中途退学、休学及び留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討をきめ細かく実施している【3-2-h】。
③「キャリアセンター」「保育・教職センター」「心理実習指導室」を中心に、キャリア支援体制が充実しており、早期からのキャリア教育・キャリア支援に力を入れている。
④正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、学友会が組織されている。とりわけ大学祭実行委員会では、本学の課外活動を象徴する大学祭（MIRAI FES.）の企画・運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CA が運営面における指導・相談にあたることにより、学生の課外活動を支援している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

①対面、CoLs 上のフォーラム機能、メールを用いたオフィスアワー制度を全学的に実施し、授業内あるいはシラバスで学生に周知しているものの、シラバスに記載のない授業科目が散見される。
②教育課程におけるキャリア教育の実施に関して、インターンシップ科目の単位化が望まれる。
③学友会との意見交流会において、無線 LAN ネットワークに繋がりにくいため改善を求める要望が挙がった。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

①オフィスアワーをシラバスに明記するよう全教員に周知・徹底し、必要に応じてオフィスアワー一覧表の作成・周知を検討していく。
② 令和 7（2025）年度入学生より、キャリア科目「単位型インターンシップ」を開講することを決定した。これは事前・事後指導を受け、大学推薦のインターンシップに参加し成果報告会で発表をする 3 年次の選択科目である【3-3-c】。
③無線 LAN ネットワーク環境の改善要望を受けて、情報システム部と連携し、令和 6(2024)年 11 月からアンケート調査・電波調査を実施し、調査結果を元に同年度末までに改善工事を実施することを計画している。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシ-の策定と周知

②ディプロマ・ポリシ-を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

（1）4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

（2）4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

●全学的なディプロマ・ポリシーの策定

本学は「技能と心の調和」という教育理念を達成するために、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」との全学的なディプロマ・ポリシーを策定している【4-1-a】。

「高度な専門的知識と技能」とは、単に専門的知識を修得し、単なる技術を有するということではなく、それらを自分の意思をもって実践的に使いこなす「技能（スキル）」を修得することであり、当然、それをコントロールしていく人間性や豊かな心を備えていることを意味し、そうしたことをもって社会に貢献しうることをうたっている。また、学位授与にあたって必要とする具体的なスキルとして、本学独自の「身につけるべき学士力」を策定して提示している。この「身につけるべき学士力」は授業科目区分ごとに設定し、個々の授業においても意識した内容の授業を展開することによって 4 年間の学修の中で積み上げていくスキルである【4-1-b】。

●学部ごとに策定したディプロマ・ポリシー

全学的なディプロマ・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定している。

（こども心理学部）【4-1-a】

＜こども心理学科通学課程・通信教育課程＞

幅広い教養及び心理学、保育学及び教育学の専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては、通信課程では所定の単位を修得した者に「学士（こども心理学）」を授与する。通学課程では最終学年において卒業研究・卒業論文を完成し提出しなければならない。卒業研究・卒業論文の審査に合格し、卒業研究・卒業論文を含めた所定の単位を修得した者に心理専攻では「学士（心理学）」、こども保育・教育専攻では、「学士（保育・教育学）」を授与する。

卒業までの学びの到達目標は、学部で定めた「学士力」（人間性や心の豊かさを培うスキル）に基づき以下の通り設定される。

(1)専門的知識と技能を身につけること。

学士にふさわしい教養と、子どもを中心としたあらゆる年代の人の健康な発達や学び、臨床的課題やそれらへの介入法、領域や教科の内容や指導方法など、心理学、保育学及び教育学の領域における専門的知識と技能を修得している。

(2)研究する力を身につけること。

子どもや彼らをとりまく人と環境との関わりを研究し、その研究知見を適切に社会で用い、貢

献できる力を修得している。
(3)資格に適う力を身につけること。
得られた資格に係る専門的知識や技能を修得し、それらを適切に社会で用い、貢献できる力を修得している。
(4)社会に貢献する力を身につけること。
子どもに関連する産業をはじめ、多様な職業において発揮しうる知識と技能及び人間性を備え、社会に貢献できる力を修得している。
さらに「こども心理学科」においては、「通学課程心理専攻」、「通学課程こども保育・教育専攻」及び「通信教育課程」の専門性に応じて授与する学位も異なり、それぞれの学位に対応したディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。
＜こども心理学科通学課程心理専攻＞
以下の要件を満たす人材を養成する。
○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。
○子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理学に関して、学士として十分な専門的知識・技能を修得している。
○教育・保育・福祉領域などにおける心理職としての専門的な知識を有し、実践的な力を発揮することができる技能を修得している。
○実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。
＜こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻＞
以下の要件を満たす人材を養成する。
○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。
○子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。
○上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している。
○実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。
(モチベーション行動科学部)
＜モチベーション行動科学科通学課程・通信教育課程＞
心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群にわたって専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては最終学年で卒業研究の審査に合格し、卒業研究を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学)」の学位を授与する。卒業までの学びの到達目標は以下の通り設定される。
(1)個人をみつめる力を身につけること。
客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。
(2)他者と関わる力を身につけること。
他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーシ

ョン能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。
(3)組織を動かす力を身につけること。
集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している。

本学学則に定める期間在学し、上記の力を身につけるべく学んだ上で、最終学年では卒業研究を完成し提出しなければならない。モチベーション行動科学部通学課程においては、「卒業研究」で完遂した卒業研究または卒業論文の審査に合格し、「卒業研究」を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学)」を授与する。また、モチベーション行動科学部通信教育課程においては、「卒業研究」は必修科目ではなく、所定の単位を修得した者に「学士（行動科学)」を授与する。【4-1-c】。

以上のように本学においては教育理念に沿って各学部におけるディプロマ・ポリシーを定め、さらに学科、課程、専攻ごとに授与する学位に応じたディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

●ディプロマ・ポリシーの周知
ディプロマ・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に掲載した本学の三つのポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。また、入学後も毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載している。通学課程では、年度初めの初回授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいて全ての学年の学生に対して教務係から説明を行っている【4-1-d】。
教員（非常勤講師を含む）に対しては、毎年度配信する「教員ハンドブック」「FD ハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、ディプロマ・ポリシーを意識したシラバスの作成を全ての教員に要請している【4-1-e】。
対外的には、本学公式ウェブサイトに掲載し、広く公開している【4-1-f】。
また、通信教育課程においては募集要項にて本学の三ポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。入学前に行われる大学説明会並びに毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載し教務担当職員が随時説明を行っている【4-1-d】。
なお、周知にあたっては全体の理念体系の中で示すことで、ディプロマ・ポリシーの位置付けを学位授与に至る一連の教育システムの流れの中で学生が理解するよう留意している。通学課程においては、新学期履修登録ガイダンスにて、学科・専攻ごとに 1～4 年生を対象に、本学における学びとディプロマ・ポリシーとの関連について、教員による説明とディプロマ・ポリシーを意識した学修への意識づけを行っている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

●単位認定基準の策定及び周知
①通学課程
本学の単位認定は、学則第 34 条第 1 項において「単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定

する。」とし、同条第 2 項に「授業科目修了の認定は、試験その他適切な方法により学修の成果を評価して単位を認定することができる。」としている【4-1-g】。
また、評価基準については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に具体的な評価区分を定め、「こども心理学部履修規程」第 18 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 17 条において、出席が授業回数の 3 分の 2 以上に達していない場合は、単位を認定しないこととして全授業への出席を指導しつつ、厳格に出席管理を行っている【4-1-h】。
これらは、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて掲載しており、年度当初の新葉年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。
　また各科目の単位の認定にあたっては、それぞれ客観的な基準をシラバスに明記して第 1 回の授業で説明しており、その基準に沿って「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【4-1-h】。
　さらに、学生が評価及び認定の可否に疑問のある場合は、成績評価に関する問い合わせ期間を設けて、授業担当者から学生に文書により評価の内容を説明したうえで認定を確定している。
②通信教育課程
通信教育課程においては、東京未来大学学則第 5 条の規程に従い、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に単位の授与に関する具体的な認定方法について定め、成績評価については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条の評価区分に従って行っている【4-1-j】。
通信教育課程における単位の認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に次の通り定めている。
(1)印刷教材授業は、中間試験及び単位修得試験、その他指導教員が指定した課題によって認定する。
(2)面接授業は、平素の成績その他指導教員が指定した試験あるいは課題によって認定する。
(3)「卒業研究・卒業論文」（こども心理学部）または「卒業研究」（モチベーション行動科学部）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を認定する。
(4)教育実習等の実地研修では、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告
書を審査し、合格した者に単位を認定する。

　各科目の単位の認定にあたっては、本学の学修システムである CoLs 上のシラバスに客観的な基準を明記し、さらに面接授業においては、第 1 回目の授業で説明している。印刷教材授業については各科目の担当教員が Web を通じて履修者に通知を発信し、説明している。
　評価基準については、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 32 条の規程に従い、「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【4-1-k】。

これらは、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」、また新入生を対象にしたWeb動画によるオリエンテーションにて学生に周知している。

●進級基準の策定と周知

①通学課程

本学では、学科・専攻ごとに2年次から3年次への進級要件を定めている。進級要件を定める意味は、2年次から3年次は、教育課程構成上、基礎的な専門教育科目からより高度な専門科目へ移行する時期であり、より高度な専門的知識や技能を修得するためのレディネス（準備性）が整っているかを判断するとともに、4年間の学修の折り返し地点として、計画的な履修ができているかを判断することにある。

こども心理学部は、心理専攻では56単位以上、こども保育・教育専攻では59単位以上（こども保育・教育専攻は実習が多いため心理専攻より進級要件に必要な単位数が若干多くなる）、モチベーション行動科学部は60単位以上の単位修得を進級要件としているが、これらは4年間の学修をもって完結する学修への最低限必要な要件単位数としている。

これらは、学則第37条に規定し、「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条においても併せて規定している【4-1-1】。

なお、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて記載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明して周知を図っている。

特に進級要件の充足は、直接4年間での卒業の可否に影響することから、進級の判定前年度においては、学期ごとに修得単位数から進級要件充足見込みを個々の学生ごとに確認し、履修上の問題点をキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という)から直接指導することで、進級要件の重要性と意味の周知を図っている。

②通信教育課程

通信教育課程においては2年次から3年次、3年次から4年次への進級要件をそれぞれ定めており、2年次から3年次に定めた進級要件については、通学課程と同様の目的で設定している。3年次から4年次への進級要件については、教育の特性上、通学課程とは異なりその学習が学生の自助努力とする部分がより大きいため、学生が計画的に科目を履修し、卒業に至るまでの一つの指標的な位置づけとして設けている。そのため、各学生の担当CAを決めており、学生がCAにいつでも相談できる体制を整えている。必要単位数は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第36条及び「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条にて規定し、「学生便覧・履修の手引き」等で学生に周知している【4-1-m】。

進級の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級判定資料を基に、教務委員会（通信教育課程においては通信学務委員会）において原案を作成したうえで部教授会にて意見を聞き、学長がその可否を決定している【4-1-i】。

●卒業認定基準の策定と周知

①通学課程

卒業認定は、学則第44条第1項において「本学に4年以上在学し、所定の単位を修得したものには、全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と規定されている。所定の単

位は、学則別表第 2-1、別表第 2-2、別表第 2-3 において規定し、総修得単位数が心理専攻 124 単位以上、こども保育・教育専攻 130 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない。
また、総修得単位数の内訳として分野ごとに修得すべき単位数が定められており、これらを充足しなければ卒業は認定されない【4-1-n】。
本学のディプロマ・ポリシーでいう「高度な専門的知識・技能」とは、個々の科目の知識に加え、各分野の科目の単位をバランスよく修得し、さらに核となる必修科目の単位を修得することで強固な骨格を構築し、そのうえにさらに構築を重ねていく学科・課程・専攻の分野における総合的な知識・技能を意図するものであり、包括的に卒業認定に表現されている。
以上の卒業認定基準については「学生便覧・履修の手引き」に掲載しているほか、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明することで周知を図っている。
②通信教育課程
通信教育課程における卒業認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 36 条に卒業要件単位を規定し、第 37 条の 1 の「本課程に 4 年以上在学（第 17 条の規定により入学した者については、2 年以上在学）し、所定の単位を修得した者には全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と規定されている。所定の単位は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」別表第 2-1、別表第 2-2 において規定し、総修得単位数がこども心理学部124単位以上､モチベーション行動科学部124単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない【4-1-o】。これらの内容は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」等を通して、学生に周知している。

4-2. 教育課程及び教授方法
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
④教養教育の実施
⑤教授方法の工夫と効果的な実施
（1）4-2 の自己判定
「基準項目 4-2 を満たしている。」

（2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
●全学的なカリキュラム・ポリシーの策定
本学の教育理念として掲げている「技能と心の調和」を具現化するための方針として「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などの融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリ

キュラムを編成する」というカリキュラム・ポリシーを策定しており、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目といった教育課程編成となっている（キャリア科目は通学課程のみ)。
一般教育科目は「幅広い教養」、専門教育科目は「高度な専門的知識・技能」、キャリア科目は「本学独自の人間教育」を担っているが、それぞれが単独で役割を担っているのではなく、相互に関連しあって一つの教育課程を構成している【4-2-a】。
●学部ごとに策定したカリキュラム・ポリシー
全学的な大学としてのカリキュラム・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

(こども心理学部)【4-2-a】
＜こども心理学科通学課程・通信教育課程＞
ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目（キャリア科目は通学課程のみ）の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。
(1)一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。
(2)専門科目では、以下の要件を骨子とした教育を行う。
〇子どもの「こころ」の発達過程と特性に関する基礎理論及び子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理を理解し、健康な心を養うための最新の実践的手法を学ぶ。
〇健全な発達を担う心理学、保育学及び教育学に関する高度な専門的知識と技術を養い、資格・免許の取得にふさわしい社会に貢献できる人材を養う。
〇子どもを中心としたあらゆる年代の人の健全な発達や学びに必要な環境条件や文化について理解を深め、社会で幅広く活躍できる応用力を身につける。
〇責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識と技能を身につける。
(3)キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。
(4)プロジェクト（課程外活動）において修得した専門的知識と技能を発揮することを通して、資格・免許の取得にふさわしく、社会に貢献しうる自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。
(5)本学の共通及び学部が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を目指す。
さらに課程・専攻ごとに授与する学位の種類に応じたカリキュラムを構成しており、それぞれ以下のカリキュラム・ポリシーを掲げている。
＜こども心理学科通学課程心理専攻＞
幅広い教養及びキャリア教育を１年次から履修することと同時に、子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理と行動の理解を基盤とした以下の教育を行う。
〇心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
〇心理学以外の分野の学び、また、人と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりを通

して、人間理解を深める。
○卒業研究科目では、「こども心理演習Ⅰ」(3 年次)、「こども心理演習Ⅱ」(3 年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。
○本学の共通及び専攻が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を目指す。
＜こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻＞
幅広い教養及びキャリア教育を１年次から履修することと同時に、子どもの
「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。
○子ども理解に根ざした心理学・保育学・教育学・福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
○子どもの「育ち」と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。
○卒業研究科目では、「こども保育・教育演習Ⅰ」(3 年次)、「こども保育・教育演習Ⅱ」(3 年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。
○本学の共通及び専攻が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を目指す。
＜こども心理学科通信教育課程＞
幅広い教養を１年次から履修することと同時に、子どもを中心とした心理と行動の理解及び子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。
○こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
○子ども理解に根ざした心理学、保育学、教育学、福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
○子どもの家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。
○選択により卒業研究科目として、こども心理学演習(3 年次)、卒業研究(4 年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。
○本学の共通及び通信教育課程が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。
(モチベーション行動科学部)【4-2-a】
＜モチベーション行動科学科通学課程＞
　本学部通学課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。
(1)一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。
(2)専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

(3)キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。
(4)プロジェクト（課程外活動）を通して、個人を見つめ、他者と関わり、組織を動かす自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。
(5)幅広い教養及びキャリア教育及び専門科目を１年次から同時に履修するとともに、通学課程の演習科目では、1 年次から卒業時まで学生一人一人の学修を促進するために、「基礎演習」（1 年から 2 年次）、「専門演習」（3 年次）、「卒業研究」（4 年次）を必修とする。また、単位には含まれないが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ（「ダブル・ゼミ」）、複合的な視点から学修を進める。
＜モチベーション行動科学科通信教育課程＞
本学部通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、テキスト科目、スクーリング科目、メディア科目を有機的に連携させた授業を開講する。さらに選択科目として演習科目を設置し、学生自身が関心のある領域を選び、各指導教員のもと総合的な力を養う。
(1)一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。
(2)専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群におかれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。
(3)通信教育課程では選択により卒業研究科目として、「演習Ⅰ」（3 年次）、「演習Ⅱ」（3 年次）、「卒業研究」（4 年次）を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいて学科ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している【4-2-1】。

また、学内においても教員（非常勤講師を含む）に配付する「教員ハンドブック」「FD ハンドブック」の冒頭に記載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している【4-1-e】【4-1-f】。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

●全学的なディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性
本学の掲げるディプロマ・ポリシーでは、「高度な専門的知識や技能を身につけること」、「人間性豊かな心と高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動すること」、「これらを併せ持ち、社会に貢献しうること」の 3 つの項目を掲げている。
こうした人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーにおいては「高度な専門的知識

や技能を身につける」ための専門教育、それを下支えする幅広い教養を身につけるための一般教育、そして「人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ための人間教育としてのキャリア教育を基軸とすることを明記している。
また、学位授与に必要な具体的スキルとして、本学独自に定めた「身につけるべき学士力」をカリキュラム上の各科目区分に位置づけるとともに各科目においてもシラバス上に明記し、カリキュラム・ポリシーに明示した「学士力の形成」が有機的にディプロマ・ポリシーに結びつく構成となっている。
●学部ごとに定めたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性
さらに学部・学科・課程・専攻ごとに定めたカリキュラム・ポリシーは以下の通り、ディプロマ・ポリシーに連動し、一貫性をもって構成されている。
①こども心理学部
こども心理学部のディプロマ・ポリシーでは「専門的知識と技能を身につけること」、「研究する力を身につけること」、「資格に適う力を身につけること」、「社会に貢献する力を身につけること」の４つの項目を掲げている。これらを実現するために、各専攻・課程のカリキュラム・ポリシーを策定している。
こども心理学部のディプロマ・ポリシーの４つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」（通学課程のみ）で体系的に構成し、その教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。
　それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「心理学」（こども心理学科通学課程心理専攻）、「保育・教育学」（こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻）、「こども心理学」（こども心理学科通信教育課程）という学位の種類に応じて必要となる専門的知識・技能が身につくように整備されている。
②モチベーション行動科学部
　モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーには「個人をみつめる力を身につけること」「他者と関わる力を身につけること」「組織を動かす力を身につけること」の３つの項目を掲げている。これらを実現するために、科目区分ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。
　モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーに掲げる３つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」（通学課程のみ）、「演習科目」で体系的に構成し、心理・コミュニケーション、経営、教育という分野ごとの教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「行動科学」（モチベーション行動科学部通学課程及び通信教育課程）の学位に必要な専門的知識・技能が身につくように整備されている。

4-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

●カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成と実行
大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて「一般教育科目」「専門教育科目」を教育課程の基本的な構成としており、通学課程においてはこれに「キャリア科目」と「プロジェク

ト（課程外活動）」を加えた編成となっている。

これらの基本的な構成をもとに学部の特性に応じて以下の通り体系的に整理されている。

①こども心理学部通学課程

「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次を中心に 4 年間を通じて学士としての基礎的な教養を修得する。

また、同時に専門教育科目として「子ども」に関する基礎的な事項を学ぶ「基礎科目」を初年次に設置している。例えば、「子ども学」は、所属する専攻に応じて、心理学的な観点から子どもを理解する「子ども学（心理）」と、保育・教育・福祉・社会学などの観点から子どもを理解する「子ども学（こども保育・教育）」を開講し、初年度春学期の段階で、4 年間の専門的な学びの展望を得られるようにしている。心理学の歴史や諸理論の基礎を学ぶ「心理学概論（こころの形成）」と「心理学概論（こころの理解）」が必修科目となっている。さらに、2 年次にかけて各専攻の専門科目の導入として「基幹科目」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻では「教育学概論」や「保育原理」、心理専攻では「心理学研究法」や「心理学統計法Ⅰ」や「心理的アセスメント」である【4-2-b】。これらは、一般教育科目から専門科目へのスムーズな移行を意図しており、同時に 4 年次の「卒業研究・卒業論文」作成にも寄与している。

3 年次から 4 年次にかけては、段階的に高度な専門科目や、より実践的な科目を履修することとなるが、カリキュラム・ポリシーにおいて専攻の専門分野以外の専門的知識の修得も意図していることから、心理専攻に「こどもの保育・教育科目群」を設置している。例えば、心理専攻の学生でも「保育原理」や「教職論」等の保育学及び教育学の専門科目を学ぶことができる。こども保育・教育専攻には「こどもの心理科目群」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻の学生でも「発達障害学」や「心理療法基礎」等の心理学の専門科目を学ぶことができる【4-2-b】。

さらに初年次からキャリア科目を設置し、責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識・技能について、4 年間を通じて身につけるための科目を置いている【4-2-b】。

学生は、初年次からカリキュラム・ポリシーに則った学問を体系的に学び、さらに学びの集大成として「卒業研究・卒業論文」を作成することで自ずとディプロマ・ポリシーに相応しい人物となる。

こうして、各科目区分を 4 年間のうちに段階的に配置し、融合することにより「社会に貢献できる人材」養成のための体系的な教育課程が構成されている。

なお、公認心理師資格取得に必要な内容に特化した一部の科目については、卒業要件科目に含めず、課程外科目として整理している。

②こども心理学部通信教育課程

各科目区分の位置づけは通学課程と同様である。異なる点としては専攻を設けていないため、基幹科目については専門教育科目（展開科目）を履修する前段階として心理・教育の両側面を捉えるために「教育心理学」と「カウンセリング論」を必修としている。

また、カリキュラム・ポリシーにおいて、「こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ」としているため、展開科目には科目群を設けず、開設するすべての科目の履修が可能となっている。社会人教育の特性上、様々な背景・目的を持つ学生に対して広く科目を設けることで、自身をとりまく心理的・社会的環境について、学修を

通じて理解を深めやすい教育課程となっている。
なお、「卒業研究・卒業論文」も選択科目として履修することができ、多様な学びに対応している【4-2-c】。
③モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程
　こども心理学部と同様「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次で学士としての基礎的な教養を修得する。
「専門教育科目」は、幅広い領域と広い関心におけるモチベーションの学びを実現するために「心理・コミュニケーション科目群」「経営科目群」「教育科目群」を設置している。その中でも基盤となる「心理・コミュニケーション科目群」においては、他の科目群で各2 科目の必修科目を設置しているのに対して、6 科目の必修科目を設置して基盤を固めることを意図している。具体的には、心理・コミュニケーション科目群では「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理学実験」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の 6 科目を、経営科目群では「経営学概論」「公共経営と政策」、教育科目群では「教育学概論」「地域史論」のそれぞれ 2 科目を必修科目としている【4-2-d】。
　「一般教育科目」と「専門教育科目」の履修と並行して、通学課程では、初年次から「キャリア科目」を配置し、知識・技能の修得に併せて、早期に社会に触れる機会を設けるほか、社会人として必要な知識や技能も同時に修得することで「社会に貢献できる人材養成」を強く意識した構成となっている。
また、モチベーション行動科学部の特徴として、初年次から卒業研究にいたるまでの 4 年間に「演習科目」を必修科目として位置づけている。初年次および 2 年次には「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」を設けて心理・コミュニケーション、経営、教育の 3 領域の研究の在り方を学び、3 年次から各分野に分かれて「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を履修することで「卒業研究」に取り組むうえで求められる専門的知識・技能の習得を目指す【4-2-d】。以上のように継続的に小人数でのゼミを体験することで「個人」「他者」「組織」を意識し、知識・技能の修得と他者とのかかわりの中から豊かな人間性を身につけていく力の融合を促す構成となっている。
なお、心理専攻同様に公認心理師資格に必要な内容と教員免許状取得に特化した内容の一部の科目は卒業要件科目以外の「課程外科目」としている。
④モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程
　各科目群の位置づけは通学課程と同様であるが、課程の特性上、実験やフィールドワークを伴う科目の必修化または開設が困難であるため、各科目群における必修科目が通学課程と異なっている。具体的には、心理・コミュニケーション科目群においては「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の 5 科目、経営科目群では「地域と社会」「経営学」の 2 科目、教育科目群では「教育学概論（モチベーション）」の 1 科目の構成である【4-2-e】。これらはすべて、印刷教材授業又はメディアを高度に利用した授業にて行われる科目となっている。通信教育課程では様々な背景を持った学生を受け入れているが、アドミッション・ポリシーのとおり、すでに社会人として活躍をしている者が学生の主体となっており、その幅広いニーズに応える必要がある。そのため、モチベーションの学びを実現するための基盤となる最低限の科目を必修とし、それ以外の科目については教育の目的の達成を妨げない範囲で学生がある程度自由に科目

を組み合わせることができる教育課程構成となっている。

●シラバスの適切な整備

各教育課程上に開設した個々の科目については、その科目のテーマ、到達目標、授業計画、評価基準、予習・復習、ICT の活用、アクティブ・ラーニングの導入、実務経験を生かした授業の実施、教員のオフィスアワー等を具体的に学生に対して明らかにしている。また、その科目において修得すべき「学士力」を具体的に示している【4-2-f】。

これらの内容が本学のカリキュラム・ポリシーに合致した内容であるか、そして免許・資格取得に必要な科目においては法令上定められた含めるべき内容が含まれているかを、教務委員会および通信学務委員会が専任教員に依頼をして、前年度のうちにシラバスの第三者チェックを行っている。すなわち、専任教員及び非常勤講師が担当する全てのシラバス原案を、専門性の近い専任教員が書式・形式にとどまらず内容に踏み込んで第三者の視点からチェックを行い、必要があれば修正を指示したうえで、学内外に公開している【4-2-g】。

●履修登録単位数の上限の設定

各学部の教育課程を 4 年間にわたって、段階的にかつバランスよく履修していくための道筋として、令和元(2019)年度にカリキュラム・マップと科目ナンバリングを策定し、令和 2(2020)年度から本学公式ウェブサイト及びオリエンテーション等で学生に提示している【4-2-h】。また、学則第 33 条、「こども心理学部履修規程」第 9 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 8 条において、適正な履修を進めていけるように通学課程では 1 学期の履修登録単位数の上限を 24 単位に定め、通信教育課程においては印刷教材授業を 1 学期間に 8 科目、面接授業を 1 年間に 10 科目と上限を定めている【4-2-i】。

通学課程においては、GPA3.5 以上の者については、さらにこども心理学部 4 単位、モチベーション行動科学部 4 単位の登録追加の特例を認めている【4-2-j】。

加えて資格・免許を取得しようとする意欲ある学生についても、履修登録上限を超えて登録できる特例を設けている。【4-2-j】。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」において根拠規程とともに掲載し、通学課程においては新年度のオリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいても教務担当職員から全ての学年の学生に説明して周知を図っている。

●単位制度の実質を保つための工夫

本学の学則（通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」）に定める単位修得にあたって必要な学修時間には、授業だけではなく、予習・復習など授業以外の時間を含めることが前提となっている。このことは、新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスや通信教育課程の Web オリエンテーションにおいて説明している。また、各科目のシラバスにおいて予習・復習の項目を設けて、それぞれの授業において必要な学習時間や学習方法の記載を義務付けている【4-2-f】。

本学で導入・活用している学修システム CoLS(Communication & Learning System)（以下、「CoLS」(コルズ)という。）は、学生への通知機能やディスカッション用の掲示板、資料配布などの機能を持っており、教員は授業に先立って CoLS を活用して課題や予習用資料を掲載したり、授業後のフォローアップ指導を行ったりすることが可能である。これらを通

じて学習時間を補強する工夫を行っている。また、学外実習やフィールドワーク等の通常の講義以外の活動については、学則に定める単位認定に必要な時間数を満たすことを義務付けて全教員に配信する「教員ハンドブック」に掲載しているほか、休講が生じた場合の補講措置についても、教務委員会で管理し単位認定に必要な授業時間数を確保している【4-2-k】。
通信教育課程における単位修得にあたって必要な時間は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」に定められている。通学課程と同様に対面授業については、予習・復習などの対面授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。このことは新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、通信教育課程の Web オリエンテーションや CA による個別指導において説明している【4-2-l】。

4-2-④　教養教育の実施

平成 30(2018)年度まで教務委員会の中に教養教育運営委員会をワーキンググループとして設置し、一般教育全般について、その在り方や運営について検討し、平成 31(2019)年 2 月に教務委員会に報告書を提出し、その位置づけを明確にした。内容は以下のとおりである【4-2-m】。
●一般教育科目の位置づけ
現行の東京未来大学のカリキュラム・ポリシーは、「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。」とされており、「幅広い教養を修得する」ことが一般教育の役割であり、最終的にはこれらを「融合」して本学のカリキュラムを構成することが謳われている。
こうしたことから、本学の一般教育を以下のとおり位置づけている。
①幅広い教養を修得すること。
②専門教育を展開するのに必要な知識や技能を身につけること。
③上述の事項は、一般教育科目のほとんどが 1 年次及び 2 年次に配当されていることから、全体のカリキュラム構成から見て、「樹木の根」に相当する部分である。
④今後は、専門教育と融合してその「樹木の幹」を形成するに足る一般教育科目を 3 年次及び 4 年次に開講し、初年次から卒業に至るまで深い教養を修得する機会を設ける。
●一般教育科目の構成
本学の一般教育は「教養科目群」「スポーツ科目群」「情報処理科目群」「外国語科目群」、通学課程においてはこれに加えて「憲法」「数理データサイエンス科目群」の各分野から構成されており、「教養科目群」はさらに「自然科学」「人文」「社会」に区分されている。これらは本学が考える「幅広い教養」を表現している部分であり、「一般教育」を大方は網羅していると考えられる。
①教養科目群
ア. 教養科目群は、先に述べた通り「自然科学」「人文」「社会」に区分されており、それぞれの区分は相互に独立した学問から成っており、いずれかの学期に集中しないよう、学生の履修機会を確保する観点から開講時期のバランスを考慮して配置している。
イ. モチベーション行動科学部の通学課程においては、「歴史学」、「社会学」、「政治学」、「経

済学」、「法律学」は、専門科目の「教育分野」と「経営分野」の履修につながる科目であることから、モチベーション行動科学部クラスを設置して、専門教育への連携を意識した授業を展開している。また、これらの科目は教員免許状（中高）取得のための科目としての性格も有している。なお、「歴史学」については、履修登録単位数の上限の関係から、2年次開講とせざるを得ない状況である。

ウ.各学部における心理系科目につながる科目として「脳科学」を設置しているのは本学の特徴である【4-2-b】。

②スポーツ科目群

ア.通学課程

まずは1年次の「体育実技Ａ」「体育実技Ｂ」において、一般的な健康づくりのための運動処方やさまざまなスポーツ種目に触れることで、各種目のルールや練習方法を身につけるほか、教育現場でも行われる各種の測定法を学ぶ。特にこども保育・教育専攻クラスの授業においては幼児体育にも触れることで専門科目の「子ども体育」への橋渡しをする。また、学生の運動量を確保することも一つの目的でもある。

2年次において「体育理論」で「体育実技」での内容に科学的な検証を加えていく。併せてこれらの知識・技術を自分の健康維持だけではなく、一般社会や教育の現場で生かしていくことのできるよう「レクリエーション論」と「レクリエーション援助技術」を配置している【4-2-b】。

イ.通信教育課程

通信教育課程においてはすべて選択必修科目となっているが、教員免許状の取得にあたって、「体育実技Ａ」または「体育実技Ｂ」の単位を修得することを必須としており、教育現場で活かせる実践の機会を確実に経験できるようになっている【4-2-c】。

③情報処理科目群

ア.通信・通学共両学部1年次必修科目として、「情報科学概論」及び「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」、1 年次選択科目として、「情報処理基礎Ⅱ」(通学課程)、「情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)」(通信教育課程)、を開講し、情報倫理を含めた情報リテラシーの基礎の習得を目指している。

イ.情報処理・活用能力を高めるため、通学のみの開講ではあるが、2年次選択科目としてアルゴリズムとプログラム言語の習得を目指した「情報処理応用A」、Web管理や利用、データベースの利用、ICT機器利用習得を目指した「情報処理応用B」、ワープロソフト等の応用機器及びそれらを駆使した文書作成の習得を目指した「ワープロ総合演習」を各学生のニーズにより、情報リテラシーの更なる向上のために、それぞれを開講している【4-2-b】。

④外国語科目群

ア.学士課程として必要な英語力を養成するために1年次に「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修科目として配置している。

イ.1年次の必修科目の履修を経て、さらに高いレベルの英語力を習得するために2年次に「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅡ」を開設している。しかしながら、学生の中にはより高い英語力を習得しており、さらなる高次の内容を学びたいとするニーズもあることから、通学課程においては併せて「アカデミック・リーディング」と「アカデミック・リー

ディング＆ライティング」を開設し、習熟度に合わせた科目を開設している。
ウ.学生の中には英語だけではなくさまざまな言語を学びたいというニーズも当然あることからアジア圏の言語である「中国語」を全学共通で開設している。通学課程ではこれに加え、「韓国語」と欧州圏の言語である「フランス語」「ドイツ語」を2年次に設置している。
エ.心理専攻では、課程外科目として「心理学英書講読A」と「心理学英書講読B」を開設し、心理学の文献の原著にあたる機会を設けている。
オ.本学の外国語科目群は「英語」がベースであり、1年次の必修科目の履修から、2年次以降の学生の習熟度やニーズに合わせた履修を展開できるよう科目を配置している【4-2-b】。
⑤数理データサイエンス科目群
令和 6(2024)年度より1年次自由選択科目（通学課程のみ）として「データサイエンス基礎」を開講し、データサイエンスのリテラシーを育成する入門的位置づけとして配置している【4-2-a】。

一般教育科目の運営については、平成30(2018)年度までの教養教育運営委員会からの教務委員会への報告書をもってその構成と位置づけを明確にし、令和元(2019)年度からは教務委員会の審議事項に位置づけてきたが、令和5年度より教務委員会内に教養教育検討部会を設置し、審議をおこなっている。

なお、一般教育科目で100名を超える受講者の問題が指摘されており、これまで複数クラスへの分割を順次実施してきたが、平成30(2018)年度秋学期から100名を超える一般教育科目にSA（スチューデント・アシスタント）を配置した。令和2(2020)年度からSA配置の対象となる科目を拡大して恒常的な制度として定着をしている。

4-2-⑤　教授方法の工夫と効果的な実施

授業内容・方法の工夫、改善を進める組織体として教育改善向上（FD）委員会を設置し、本委員会によって毎年、学期毎に学生による授業評価アンケートの実施、FD（教育改善向上）研修会の開催、相互授業参観の実施、「教育改善向上(FD)活動年報」(活動報告書)、「教育改善向上(FD)年報」(FD紀要)、「FDハンドブック」が作成されている。なお、教育改善向上委員会の委員は7名の教員及びEM部長から構成されており、委員長以外に各部会に部会長を置いて、授業参観・評価中部会、FD研修・他連携中部会を中心に活動を行っている【4-2-n】。また令和 3(2021)年度より学外への公開を前提とし、最新の内容とするためFDハンドブックを再編集するため、FDハンドブック特別部会も設置している。
●アクティブ・ラーニングの実施
各科目の授業方法の工夫において、教員からの一方通行的な授業ではなく、可能な限り学生との双方向性を意識したアクティブ・ラーニングを積極的に導入している。主には、学生を主体としたグループ討議やグループワークによる演習および発表などを実施している。各科目の具体的なアクティブ・ラーニングの実施内容はシラバスの「アクティブ・ラーニングの実施」欄に記載し、学生に周知している【4-2-f】。

また、グループワーク等を主とした演習科目は、履修人数の制限を設けるなどして、円滑な運営に努めている。

●学生による授業評価アンケートの実施
学生による授業評価アンケートについては、全教員（非常勤講師を含む）を対象とし、開講されている全科目において実施している。ただし、卒業論文や演習（ゼミナール）、実習指導などの科目については、教員の裁量にゆだねている。アンケートの項目は、「学ぶ意欲」「教員の意欲」「授業準備・内容」「授業方法」の観点を含んでいる【4-2-o】。授業評価アンケートは本学公式ウェブサイトに公開し、図書館では冊子として置いている。また教員は、CoLs で改善内容をコメントで学生へ公表している。
●FD(教育改善向上)研修会の開催
FD(教育改善向上)研修会は原則、全専任教員が参加（非常勤講師は任意参加）する全学教職員連絡会議(以下、「全体会議」という)にて実施される。令和 6(2024)年度は、「大学教育における ICT の活用」「大学における SDGs と教育活動を考える」を実施した。
●授業相互参観の実施
授業相互参観については、教員の授業力向上を目指して、専任教員、非常勤講師ともに通学課程だけでなく通信教育課程の授業も含めて実施しており、春学期は通信教育課程のテキスト科目授業を対象に、秋学期は通学課程の対面授業を対象に行っている【4-2-o】。
●FD 活動の周知と支援
令和６(2024)年度も「教育改善向上(FD)活動年報」(活動報告書)、「教育改善向上(FD)年報」（FD 紀要)、「FD ハンドブック」を作成し、関係者へ配付した。【4-2-p】。
●成績平準化の取組
『学生便覧・履修の手引き』(通学）において、「成績の評価基準の割合［目安］」を示すとともに、春学期に行われる新年度オリエンテーションにおいて、「成績評価の平準化」について学生に説明し周知している。
あわせて、全体の授業成績の頻度を教務委員会で分析し、教授会において共有を行っている【4-2-q】。
●教職課程の自己点検評価
保育・教職課程委員会において、教職科目を担当する教員を中心に、保育・教職センター特任教員（実習指導担当者、就職支援担当者）によって教員養成課程に関わる教職員の取り組みや学生の確保・育成・キャリア支援、教員養成課程カリキュラム等の自己点検、評価を行い、令和 5(2023)年度の教職課程自己点検評価書を本学公式ウェブサイトに公開した【4-2-r】。
●卒論執筆の手引きの見直し
卒論執筆の手引きを定め、次年度の卒論執筆に向けて手引きを毎年度見直ししている。
●授業を行う学生数の適切な管理
原則として、講義科目については 120 名（こども学は除く)、演習・実技科目については、語学系科目・体育系科目では 40 名、保育士にかかる演習科目並びに心理専攻における演習科目は 50 名を超えることのないようにしている。基準を超える場合はクラス分けや抽選を行うなど、履修する学生数を適切に管理している。また、100 名以上の受講者が受講している一般教養科目の講義科目については、教員の希望により、SA を配置して教育補助業務にあてている【4-2-S】。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が責任主体となり、「在籍者数」、「卒業者数」、「就職者数」、「入学年度別進級者数」、「標準年限卒業者数」、「授業評価アンケート」、「卒業者の専攻・学科別 GPA 分布」、「資格・免許取得状況」、「卒業時アンケート」、「就職先の実績」、「身につけるべき学士力調査」、三ポリシーの達成度を検証する「三ポリシー調査」等から構成されるアセスメントプラン【4-3-a】に基づき、三ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。アセスメントプランの各指標は各学部、教務係、キャリアセンター、IR センターが情報を集計・分析して自己点検・評価・改善委員会で点検評価を行うとともに、結果は「教育の質を保証するためのアセスメント」として学長に報告されたのち、全学教授会を通じて全教職員で共有され、本学公式ウェブサイトで公開している【4-3-b】【4-3-c】。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

通学課程では、「三ポリシー調査」による令和 5（2023）年度のディプロマ・ポリシー全項目の達成度では、心理専攻、こども保育・教育専攻ともに 2021 年度には戻っていないが、全ての項目における平均値が改善している。モチベーション行動科学科においても「組織を動かす力」が、12.3 ポイント高くなっている。資格・免許状取得状況では、心理専攻の認定心理士資格取得率が 56%から 49%へ、こどもサポーター資格取得者が 31.0%から 20.2%へ減少しており、留意すべきである。一方こども心理アドバイザー資格は 6.0%から 9.6%へと回復を見せた。こども保育・教育専攻では、保育士資格取得率が 65.6%で前年度とほぼ同率であった一方、幼稚園教諭一種免許状取得率が 78.0%から 81.7%に、小学校教諭一種免許状取得率が 16.8%から 22.6%へと、それぞれ上昇がみられた。モチベーション行動科学部においては、社会調査士資格の取得率と中学校（社会科）・高等学校（公民）の教員免許の取得率がそれぞれ 10 ポイント近く上昇したことが注目されるが、これら以外は、例年とほぼ同様の傾向である。

身につけるべき学士力の汎用スキルでは、「社会性」の達成度は高い傾向にある。他方、身につけるべき学士力の専門スキルでは、心理学専攻で「統計的なデータを読み取り、科学的根拠を用いて説明できる」といった科学的思考の側面、こども保育・教育専攻では「円滑に担当クラスの運営を行える」、モチベーション行動科学部では「国内外の社会情勢を理解する広い視野を持つことが出来る」「さまざまな実践経験をもとに地域の人びとと連携できる」の達成度が低い傾向にある。標準年限卒業率、及び授業満足度は上昇傾向にあり、未来祭等満足度低下傾向にある。GPA 分布は大学全体では大きな変化はないが、専攻、学

科ごとに変動が見られる。週当たり学習時間（卒業時調査）には、大きな変化はい。業種別就職状況では、「学校教育・その他の教育」が増加傾向にある。

以上各指標から、ディプロマ・ポリシーを検討すると、『人間性豊かな心』は、身につけるべき学士力の汎用性スキル、卒業時アンケートの社会性や協調性の結果から修得されていることが示唆される。他方、『高い専門的知識・技能』に関しては、保育士・幼稚園・小学校教諭免許取得率、中高教員免許取得率の増加から、昨年度より改善しているが、心理専攻では、認定心理士資格の取得は 51 名と昨年度と引き続き 50 人台を上回ったが、習得率は 56%から 49%に低下した。また全体的に身につけるべき学士力の汎用性スキル、卒業時アンケートの知識の理解、問題解決力が低いことから達成度は十分ではないことが示唆される。『自ら考え、行動する』についても、身につけるべき学士力の汎用性スキル、卒業時アンケートの「創造力」が低いことから、修得度は十分ではないことが示唆される。

通信教育課程におけるディプロマ・ポリシー各項目の達成度は、こども心理学部では全項目において低下傾向、モチベーション行動科学部でも 1 項目を除いて低下傾向にある。標準年限卒業率、GPA 分布には大きな変化は認められない。資格・免許状取得状況については、こども心理学部では、教員免許状取得率が 1 年次入学、3 年次編入学とも、減少が認められた前年度から横ばいである一方、3 年次編入学の認定心理士資格取得率は増加傾向にある。他方、モチベーション行動科学部 1 年次入学では、昨年度より 8 ポイント増加している。

以上より、こども心理学部、モチベーション行動学部ともにディプロマ・ポリシー項目の達成度が低下していること、またこども心理学部における『高い専門的知識・技能』の指標である教員免許状取得率が低迷していることは検討を要する。

●カリキュラム・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果

通学課程では、「三ポリシー調査」による令和 5（2023）年度のカリキュラム・ポリシー各項目の達成度は、すべての専攻、学科で回復した。休学者数、退学者数及び各比率は、心理専攻は、休学者、留年者、退学者は全て減少した。特に休学者は 1%未満（0.62%）、退学者は 3%未満(2.52%)であった。こども保育・教育専攻及びモチベーション行動科学科においても低下傾向にある。GPA はほぼ昨年度と同様である。授業評価は、各カテゴリーとも極めて肯定的である。カリキュラム・ポリシー調査結果、及び、良好な授業評価から、本学カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業は適切に運営され、機能していると考えられる。

通信教育課程では、「三ポリシー調査」による令和５（2023）年度のカリキュラム・ポリシー各項目の達成度が、こども心理学部、モチベーション行動科学部ともに、やや低下傾向である。休学者数、退学者数、修得単位数、GPA はほぼ昨年度と同様である。授業評価は各カテゴリーとも昨年度とほぼ同様であり、概して肯定的である。良好な授業評価、カリキュラム・ポリシーの達成度評価から、本学カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業は適切に運営され、有効に機能していると考えられる。

●アドミッション・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果

通学課程では、令和 6(2024)年度の志願者数、受験者数は、心理専攻では減少したが、結果として入学者数は昨年度よりも増加した。各入試種別の入学者構成比率はおおむね例年並であり、総合選抜、学校推薦型選抜による入学者が全体の 8 割を占めている。「三ポリ

シー調査」によるアドミッション・ポリシー各項目の 2023 年度の達成度は、全学科・専攻で大きく回復した（1～15 ポイント）。新入生アンケートによると、「意見や立場の違いを理解し、受け入れることができる」、「相手の意見を丁寧に聞くことができる」、「他者と協調して行動できる」といった社会性、協調性の側面は優れているが、「目標を設定し、自ら進んで取り組むことができる」、「よりよい社会を実現するために、自らの資質を活かして積極的に社会に関与できる」、「自らを律して行動できる」といった積極性、自律性の側面は弱い傾向がある。調査によるアドミッション・ポリシーの達成度は低くないもの、アドミッション・ポリシーの「意欲が高く」に対応すると想定される積極性、自律性が必ずしも高くない点は検討を要する。

通信教育課程では「3 ポリシー調査」によるアドミッション・ポリシー各項目の令和５(2023) 年度の達成度は、こども心理学部、モチベ―ション行動科学部ともにやや低下がみられるものの、高い水準を保っている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜、受け入れが実現していると考えられる。

［基準 4 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

なし

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

なし

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

●全般的に、大学の教育目的を維持しつつ、近年の様々な法改正等に対応して教育課程改正を行ってきた。そのため全学的に従来のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの趣旨を維持しつつも細部において調整を加えながら、新たな教育課程との一貫性の再確認を行っているところである。

●基準 4-1、4-2 にある内容については、ほぼ策定を終え、その運用も厳格にすすめてきているところである。基準 4-3 に係る点検・評価については、毎年のアセスメントプランに基づく検証が定着してきているところである。検証結果に基づき教育内容・方法及び学修指導等を改善するためのフィードバック・ループは、形成途上ではあるが、全学的な体制の整備については着実に地歩を固めつつある。PDCA サイクルの構築に向けて、今後も遅滞なく歩を進めていく。

以上から基準 4 については、満たしていると自己評価する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

（1）5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

（2）5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

●学長が本学の最高責任者として、教育及び運営管理上の重要事項に関して本学の意思を決定すると学則第 6 条第 2 項および組織規程第 3 条に明確に位置づけている【5-1-a】。

●組織規程第 4 条 2 項に「副学長の職務は、学長の業務全般を補佐する」、同規程第 5 条 2 項に「学部長は、学部を代表し、学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する」と定めており、副学長、学部長を配置すること等により、学長が適切にリーダーシップを発揮することができる体制が構築されている【5-1-b】。

●学長の意思決定に資する客観的データを提供するため、IR センターを設置し、データの収集、分析に努めている【5-1-c】。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

●本学では、使命・目的の達成のため、大学戦略会議、全学教授会、学部教授会、各種委員会等の教学マネジメント組織を編成しており、次の通りその意思決定の権限と責任は明確になっている。

①全学教授会

本学の教育及び運営管理上の事項に関する学長の諮問機関である。学長が教育研究に関する事項について決定を行うにあたって意見を述べるものとして、組織上の位置づけ及び役割を明確化している。学長、副学長、学部長、全学の教授、及び EM 局長をもって構成され、原則として月 1 回定例で開催される。全学教授会の招集は、本学の最高責任者として学長がこれを行い、議長となる。全学教授会に諮問を必要とする教育研究に関する事項は、「東京未来大学全学教授会規程」に定め周知しており、その権限と責任の範囲は明確である【5-1-d】。

②大学戦略会議

「東京未来大学戦略会議規程」に基づき【 5-1-e】、大学の運営全般に係る重要事項に対する方針の策定について、教学、経営双方の視点から協議する（し、学長に助言する）機関として設置されている。構成員、会議の任務は規程に明記されており、会議の権限と責任の範囲は明確である。

③学部教授会

全学教授会から委任された当該学部の教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる諮問機関である。全学教授会規程第 5 条に明記されている全学教授会審議事項のうち、学部教授会に委任された事項について審議することが、東京未来大学学部教

授会規程第 4 条に明記されている。学部長、当該学部専任教員をもって構成し、招集は学部長が行い、議長となる【 5-1-f】。

④各種委員会

大学運営に関する各種協議を行う機関として委員会を設置し【5-1-d】、それぞれの規程に基づき運営している。

1)人事委員会　2)自己点検･評価･改善委員会　3)教育改善向上委員会　4)教務委員会　5)通信学務委員会 6)全学入試委員会　7)学生生活委員会　8)紀要委員会　9)研究推進委員会　10)研究倫理・不正防止委員会　11)褒賞懲戒委員会　12)コンプライアンス委員会 13)防災委員会

上記①～④に示した組織は、一部の委員会を除きすべて毎月定期的に開催され、学則に定められた事項を審議している。すべての組織で会議終了後直ちに議事録が作成され、構成員による確認を経て内容が確定される。

5-1-③　職員の配置と役割の明確化

●エンロールメント・マネジメント(以下、「EM」という)局を設置し、EM 局長を中心に職員が教員と共に教学マネジメントの要所を担っている。EM 局には EM 部と通信教育部を置き、以下の係にて管理運営業務を担っている【5-1-g】。

①EM 部:1)庶務係　2)人事係　3)自己点検・評価・改善係　4)広報係　5)地域連携係　6)経理・財務係　7)教務係　8)学生係　9 入試係　10)就職係　11)実習係

②通信教育部:1)教務係　2)実習係　3)入試・広報係　4)E ラーニング係　【5-1-h】

●EM 局には学生係にキャンパスアドバイザー(以下、「CA」という)を配置し、学生の学修及び課外活動分野について支援している。

●CA 及び事務職員は経営事項のみならず、教学組織に関わる会議にも陪席して意見を述べ、各組織に所属する教員と協働して教学事項に関する業務も実行している【5-1-i】。

●職員の採用については、人財部の定めた採用基準・選考フローに基づいた採用活動を実施している。毎年、人財部が主催する採用会議に、採用に関わる役職者が参加し、法人の採用基準や方針の確認をしている【5-1-j】。

●人事評価は、学校法人三幸学園人事評価マニュアルに基づき、「成果評価」と「行動評価」にて評価測定をしている。成果評価は仕事の業績・成果を評価し、行動評価は日々の行動を評価する。仕事の業績・成果や日々の行動という、他者から見えやすい部分を評価することで、実力発揮を適正に測定している【5-1-k】。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

●大学設置基準第 13 条及び大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める専任教員数、教授数を確保し、各学部に適切に配置している【5-2-a】。
●「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程」及び「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則」により、専任教員の採用、昇任、業績等の基準を定め、適切に運用している。昇任については、毎年末に各学部長が准教授・専任講師を対象に昇任基準を公開し、希望者から昇任申請を受け付ける。基準に照らして学部長より請求のあった昇任候補者については、人事委員会で審査・確認し、学長を経て理事長に昇任を請求している【5-2-1】。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発
①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
（1）5-3 の自己判定
「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
以下の通り FD 活動を行っている。
●原則月 1 回の FD 委員会を開催し、組織的な実施と見直しを行っている【5-3-a】。
●学期ごとの授業評価アンケートや授業相互参観より、教員自らが学生の評価や他教員の授業の工夫を知り、授業を改善する機会を提供している。また授業評価アンケートにて良好な評価であった教員を対象にベストティーチャー賞を選出している【5-3-b】。
●年に 2 回以上他の委員会やセンターと連携を図りながら FD 研修を実施し、昨今の教育方法や内容の改善に有益な研修を提供している【5-3-c】。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
●東京未来大学職員研修規程を定め、学内学外、個別全体を問わず職員の資質能力向上に資する研修会や勉強会を組織的に実施している【5-3-d】。
●大学の母体である三幸学園（人財部）が職員向けの研修を入社年次に合わせた階層別の研修を設定し、計画的な研修計画を設計している。また、入職 3 年目以上が対象となる外部研修も案内し、業務能力研鑽の機会を設けている【5-3-e】。
●教職員における SD 研修に関しても、毎年 3 月・9 月に実施している全体会議の機会を活用し、FD 研修と併せて実施している【5-3-4】。
●東京未来大学職員人材育成方針を定め、自己啓発の個人目標の設定をするとともに、全体研修のほかに学内外の研修・勉強会を年 1 回以上の参加、実施することを掲げている【5-3-3】。

5-4. 研究支援
①研究環境の整備と適切な管理運営
②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

●研究時間確保のために、専任教員の年間コマ数は 12 コマを基準とし、学部および専攻・学科で、この水準を遵守するために毎年調整を行っている。

●施設設備の研究環境を整えるために、専任教員は一人 1 部屋の研究室を保有し、パソコン、プリンター、机、本棚などの基本的な設備も整えている。また、各棟に複数の複写機や輪転機は教職員が授業や研究のために自由に使用できるようになっている【5-4-a】。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

●「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び関連指針等を定め、不正等の防止及び対応を行っている。また、文部科学省や日本学術振興会より毎年度実施される、学内の研究倫理チェック体制や、経理不正チェック体制に関する履行状況調査等に対して客観的かつ適切に回答できる体制を整えている【5-4-b】【5-4-c】。

● 学内における研究倫理に関する規則の厳正な運用としては、具体的には以下の 4 点が挙げられる。

①教職員のコンプライアンス意識の向上のため、効率的で実効性のある研修を毎年度春学期・秋学期各 1 回実施している【5-4-d】。

②科学研究費のモニタリング（中間及び期末）を、科学研究費交付対象研究者（10%程度）を無作為に描出し、毎年度実施している。

③研究倫理審査の申請があったものに対して、倫理基準に基づき審査を実施している【5-4-e】。

④教員らの協力のもと、学生に対する研究倫理・不正防止教育の指導を毎年度実施している【5-4-f】。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

●専任教員は「東京未来大学個人研究費規定」及び「東京未来大学個人研究費に関する細則」に基づき、個人研究費として一人当たり年間 45 万円が交付されている【5-4-g】。

●さらなる学術研究の発展を支援するために「東京未来大学特別研究助成金に関する規程」に基づき、専任教員を対象に、毎年特別研究助成金が配分されている。特別研究助成金が適正に配分されるように、助成金を希望する専任教員は、研究推進委員会に申請し、委員会が取りまとめた申請書を、学長及び学部長に提出し、大学戦略会議の議を経て学長が助成金額を決定している。また、特別研究助成金を受けた専任教員は、年度末に研究推進委員会に報告書の提出を義務づけている。報告書は学内共有フォルダに格納され、教職員が自由に閲覧できる。申請額が 50 万円以上の研究については、別途、特別研究助成金対象研究の成果報告会を実施し口頭での報告を義務づけている【5-4-h】。

●さらに、教育・研究能力を高めることを目的として、専任教員を対象に「専任教員長期

研究研鑽制度」も導入している【5-4-i】。
●研究推進のための人的支援については、「東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程」及び「東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領」に基づき、資料整理及び研究補助等の要因要員として、研究支援者を雇用することができる【5-4-j】。
●外部資金獲得のために、研究推進の担当事務から専任教員へ日本学術振興会の情報や財団からの研究助成金の募集などの情報をメールで周知している。その他にも上述した特別研究助成金の 50 万円以上の申請については、科研費申請を条件とし、申請様式も科研費申請様式に合わせて整備している。また、委員会が年２回発行している「研究推進ニュースレター」には、学内の科研申請数や採択教員の研究内容、科研費以外の外部資金での研究内容などを掲載し、本学の外部資金獲得に向けた積極的な姿勢を全学に共有している【5-4-k】。

［基準 5 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

①学期ごとの授業評価アンケートや授業相互参観より、教員自らが学生の評価や他教員の授業の工夫を知り、授業を改善する機会を提供している。また授業評価アンケートにて良好な評価であった教員を対象にベストティーチャー賞を選出している【5-3-b】。
②大学の母体である三幸学園（人財部）が職員向けの研修を入社年次に合わせた階層別の研修を設定し、計画的な研修計画を設計している。また、入職 3 年目以上が対象となる外部研修も案内し、業務能力研鑽の機会を設けている【5-3-e】。
③学術研究の発展を支援するために「東京未来大学特別研究助成金に関する規程」に基づき、専任教員を対象に、毎年特別研究助成金が傾斜配分されている【5-4-h】。
④教育・研究能力を高めることを目的として、専任教員を対象に「専任教員長期研究研鑽制度」を導入・活用している【5-4-i】。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

なし。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

なし。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

（1）6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」「基準項目 6-1 を満たしていない。」

（2）6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

●「学校法人三幸学園寄附行為」に基づき設置する学校の経営を行っている【6-1-a】。

●大学はその設置校の一つとして学則等の規定に基づき適切な経営を行っている。

●役員及び教職員は「自主行動基準管理規程」【6-1-1】「コンプライアンス基本方針」【6-1-b】「リスク管理規程」【6-1-c】に基づき行動している。

●学校教育法施行規則及び私立学校法等の法令に基づき情報を公表しており、法律上公開が定められていない情報についても積極的に公開している【6-1-2】。

●「内部統制システム整備の基本方針」【6-1-6】に基づき経営及びリスク、コンプライアンス管理や監査環境を整備し、法人業務の適正を確保している【6-1-d】。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

●教職員の労務環境については就業規則を始め各規程において保障している【6-1-e】。

●メンタルヘルス及び人事、労務に関する外部相談窓口を設置し精神面のサポートを実施している【6-1-f】。

●衛生管理規程に則って教職員の健康、快適な職場環境を維持している【6-1-g】。

●令和 5(2023)年度には、全教職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施している【6-1-h】。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

（1）6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」「基準項目 6-2 を満たしていない。」

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

●理事会は寄附行為及び関連規程（寄附行為施行細則【6-2-a】、理事会運営規則【6-2-b】）に基づき運営されている。

●理事会は法人の意思決定・執行機関として、寄附行為の変更、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更、基本財産の処分、借入金、学則の制定又は変更、寄附金品の募集、収益を目的とする事業に関する重要事項、その他法人の経営に関する重要事項を決議している【6-1-a】。

●理事会が機動的にかつ的確に意思決定するために専門学校等常任理事会(以下、「専門理事会」という。)を置き、理事会に付議すべき事項についてはあらかじめ専門理事会の審議を経ることとしている【6-2-c】。
●令和 6(2024) 年度においては 10 回の理事会、12 回の専門理事会を開催した【6-3-b】。
●理事 9 人で構成されており、寄附行為に基づき適切に選任されている（令和 7 年 6 月改選予定)。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力
●本学園及び大学のミッション実現のため、毎年度配布している手帳への記載、理事長、学長による年 2 回の全学教職員連絡会議(以下、「全体会議」という。)の講話の中でミッションに沿った年度方針等の説明をしている【6-2-f】【6-2-g】。
●学生への入学式・卒業式式辞等を通じて期待する人材像を伝えている。
●ガバナンス・コード遵守状況を点検しており、本学園及び大学のガバナンスの強化及びその改善に向けた取組みを行っている【6-2-h】。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能
①法人の意思決定の円滑化
②評議員会と監事のチェック機能
（1）6-3 の自己判定
「基準項目 6-3 を満たしている。」「基準項目 6-3 を満たしていない。」

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
6-3-① 法人の意思決定の円滑化
●理事会は重要な資産の処分又は譲受け、多額の借財、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更、役員及び評議員に対する報酬、収益事業に関する重要事項、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附金品に関する募集、学則の制定及び変更、その他重要事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで決議している【6-1-a】。
●評議員に対して評議員会開催前に議案資料を送付し、議案への理解を深め、十分な審議を行っている。
●理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は再度審議を尽くすため評議員会を招集することができるよう規定している【6-1-a】。
●年 1 回、全教職員が理事長、学長、EM 局長あてに提出する自己申告書制度及び夢プロジェクトにおいて、教職員の提案や改善要望などをくみ上げている【6-3-a】。

6-3-② 評議員と監事のチェック機能
●評議員の選任については寄附行為の規定に従い適切に選任している（令和 7 年度 6 月選解任予定）【6-1-a】。
●令和 6(2024) 年度においては 10 回の評議員会を開催した【6-3-b】。
●監事の選任については寄附行為の規定に従い適切に選任している（令和 7 年 6 月選解任

予定）【6-1-a】。
●監事 3 名で構成されており、私立学校法第 31 条第 3 項及び 6 項並びに第 46 条に規定する資格及び構成要件を遵守している。
●監事は理事会及び評議員会へ出席し、法人の業務及び財産の状況等について意見を述べている【6-3-b】。
●監事監査規程【6-3-4】に基づき、学園の業務若しくは財産状況又は理事の業務執行状況を監査している【6-3-5】【6-3-c】。

6-4. 財務基盤と収支
①財務基盤の確立
②収支バランスの確保
③中期的な計画に基づく適切な財務運営
（1）6-4 の自己判定
「基準項目 6-4 を満たしている。」

（2）6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
6-4-① 財務運営の確立
●本学園は、大学 1 校、短期大学 1 校、通信制高等学校 3 校、特別支援学校 1 校、中学校 1 校、専門学校 66 校、日本語学校 1 校、付随事業として認可保育所 23 園及び児童発達支援センター1 園、児童福祉事業として東京都認証保育所 14 園、スポーツ教育コミュニティ事業として認可外保育所 4 園等を経営しており（令和 7(2025)年 5 月現在）、前回受審した令和 2(2020)年度以降、学生生徒数は毎年増加傾向を示している【6-4-a】。
●財務基盤の柱となる学生生徒納付金収入も前回受審した令和 2 年度対比、9,926 百万円増加し（令和 2 年度 33,150 百万円、令和 6 年度 43,075 百万円）経常収支差額、基本金組入前収支差額も高い水準で推移しており、本学を傘下に置く学校法人として経営基盤は安定している。
●本学については、こども心理学部およびモチベーション行動科学部ともに、入学定員を充足しており、財務基盤は安定している。既存学部及び法人の盤石な財務基盤に支えられており、大学経営に特段の懸念はない【6-4-b】。

6-4-② 収支バランスの確保
●私立大学等経常費補助金は、前回受審年度である令和 2 年度と比較して、令和 6 年度も増加している【6-4-3】。
●寄付金収入は特定公益増進法人の認定を受けており、令和 6（2024）年度に一般寄付 1 118 百万円、特別寄付金 98 百万円、合計 216 百万円獲得している【6-4-c】。
●資金運用収入は令和 6（2024）年度に 17,618 百万円を確保しており、継続して安定収入確保を図っている。
●設備等にかかる支出額については、原則として各年度の減価償却前の基本金組入前収支差額の範囲としており、金融資産が大幅に減少しないよう財源の計画・安定化を図っている。

6-4-③　中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

●中長期計画については、本学園のミッション・ビジョンに基づき令和 5 年(2023)年度に第 3 期中期経営計画として 5 か年計画を作成し、専門学校を含む新設校の設置と教育研究環境の維持・充実並びに教育体系等の改革についての計画を作成している【6-4-d】。
●第 3 期中期経営計画では財務基盤の更なる安定化を目標として掲げており、達成へ向けて着実に進捗している【6-4-d】。
●各年度の財務運営については、各部門からの予算要求に基づき、監事立会いのもと理事と法人本部、各部門責任者において予算編成会議を実施し、各年度の事業計画と予算書が作成されている。
●毎年 9 月までに理事確認のもと財務計画の見直しを行い、短期的な変動要因を予算に反映させ、安定的な財務運営に努めている【6-4-e】。
●本学については、平成 26（2014）年度以降は収入超過となっている【6-4-b】。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施
②会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」「基準項目 6-5 を満たしていない。」

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①　会計処理の適正な実施

●学校法人会計基準に準拠しつつ、本学園が定める「経理規程」「経理事務処理要領」他、関連規定に則り、会計処理を実施している【6-5-1】。
●学園総務部チーフマネージャーを予算責任者とし、事業計画に基づいた法人予算を作成し、各部門責任者および担当役員を経て、理事長へ提出される。
●大学の予算については、予算管理者である EM 局長が予算案を策定し、学長、担当理事、大学戦略会議の承認を経て、学校法人予算責任者である学園総務部チーフマネージャーに提出している【6-5-a】。
●提出された予算策定資料は理事長が予算案として毎年 3 月に評議員会及び理事会に付議、審議のうえ決定している。
●予算の執行にあたっては、学校法人会計基準に則り、法人本部(総務部)において管理し固定資産管理については「固定資産管理規程」に則り処理を行っている【6-5-b】。
●収入、支出の経理処理は、学校法人会計基準に基づき行っている。
判断が迷う場合は、会計監査人や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センター等に確認、租税については所轄の税務署に判断を求めるなど適切な会計処理に努めている。

6-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

●監査については、私立学校振興助成法第 14 条に基づき、会計監査人による監査（外部監査）と監事監査及び内部監査を実施している。会計監査人による監査は年間延べ 40 日程度

の日程で監査契約を締結し、理事会、評議員会等の議事録、稟議書、契約書等を基に経理伝票や証憑類、取引内容等の確認を行っている。
●会計監査人からの特段の指摘事項はない。
●監事による監事監査、監査室による内部監査を実施している。
●監査室による内部監査では、内部監査規程【6-3-c】に基づき、会計伝票と証憑等及び予算ないし稟議書を突合し取引内容と権限等の確認を実施する他、重要資産の管理状況の確認、部門責任者との面談による業務執行状況の監査を行い、専門学校等常任理事会に報告している。
●監事監査では、監事監査規程【6-3-4】に基づき、各学校を実地調査し業務監査、財務状況の監査を行っている。
●常勤監事は、全国に所在する各設置校で監事監査を実施し、監査状況については非常勤監事に情報共有を行うとともに、会計監査人との連携を図り相互チェック機能を発揮している。
●監事､会計監査人､内部監査担当部署と連携を図るべく三様監査連絡会を設置している。
●令和 6 年(2024)年度の常勤監事監査は専門学校、大学、通信制高校、中学外、保育園、事務局、本部等の部門に対して実施している。また、常勤理事及び執行役員に対して監事監査を実施している。
●会計監査人及び理事長との個別ミーティングを行い決算に係る最終監査を行い、「監査報告書」を作成し、毎年度、決算に係る理事会及び評議員会において監査報告を実施している【6-4-c】。
●予算が決算と大きく乖離する場合においては、期中並びに年度末に補正予算を編成している。なお、決算書は最終補正予算との対比で作成している。

［基準 6 の自己評価］
●本学は、平成 19(2007)年の開学以来、関係法律、寄附行為、法人の諸規程及び大学の諸規程に基づいた経営管理を行っている。
●「技能と心の調和」を教育理念に、高等教育機関に学ぶ学生として専門知識や能力を向上させるとともに、教育や実践的活動を通じて高度な社会人能力を備えた学生を育てている。今後もこの経営姿勢を堅持し、世の中の変化に機動的に対応できる経営をすべく常に見直しを行っていく。
●経営の規律、理事会、ガバナンス及び執行体制については、理事長及び学長のリーダーシップのもと、基準を満たしている。また、教育研究活動をするための財務基盤と収支、会計についても、良好な水準を維持していると自己評価する。
（１）中期経営計画では「経営・ガバナンス強化」を目標に掲げている。目標達成へ向け、より高度なマネジメント体制の構築・維持が求められることから、法人ガバナンスに限らず財務・人事・教務・ファシリティといった様々なカテゴリーを管理する計画として策定し取り組んでいる。
（２）計画の進捗確認にあたり、リスク管理や監査環境など、組織として実行できる規程・体制の整備がなされていないことが課題としてあげられた。
（３）改正私立学校法施行（私立学校法の改正）にあたり、ガバナンスを効果的に発揮す

るため各規程の制定及び執行体制を整備し、PDCA 確立へ向けた仕組みづくりを構築した。リスク管理においては組織的な対応が必要と認められるリスク対象を定め、管理の実施体制を明確化し、実施状況を理事会が監督するよう明文化がなされた。監査環境においては監査業務を担う監査室を設置し、独立性を担保した監査体制を構築している。また監査機能の充実を図るため監事・会計監査人との連携した三様監査体制を整備し、監査全般の情報共有を行う。
今後、内部統制システムが機能すべく教職員へガバナンスの浸透を図り、各部門・各教職員が実行に移せる組織を構築していく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 大学の使命・目的に資する地域貢献活動の方針と体制

①地域貢献活動の方針

②地域貢献を進めるための組織・体制

③地域貢献活動の教育課程との連携

（1）A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

（2）A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①地域貢献活動の方針

平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、社会貢献が大学の「第三の使命」として提言され、さらに平成 18(2006)年の教育基本法の改正により社会貢献が正式に大学の使命として位置づけられたことを受けて、本学においては平成 19(2007)年の開学以来、教育の目的の中に「社会に貢献する人材を養成する」ことを掲げている【A-1-1】。

東京未来大学学則第 1 条 本学は､教育基本法に則り､学校教育法の定めるところに従い、技能と心の調和を教 育理念に掲げ、高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

本学の社会貢献の在り方として教育課程を通して卒業生を社会に輩出していくことがひとつの社会貢献として挙げられるが、特に本学が所在する足立区を中心に、本学の持つ知的・物的資源をもって地域のニーズにこたえ、また地域における各主体に対して働きかけを行う地域貢献活動が直接的な社会貢献活動となる。こうした地域貢献活動において、本学の教育活動を生かして学生が積極的に関与することで、本学の教育の目的の達成に寄与するものであるというのが、本学の地域貢献活動の基本的な方針である。

A-1-②地域貢献を進めるための組織・体制

本学の地域貢献体制は大きく 2 つの組織を両輪として構成されている。まず、学生が主体である学友会の中の地域連携推進委員会である【A-1-2】。学友会が主催する学内行事において、地域の子どもたちや住民参加型のイベントを用意し、積極 的に学内に呼び込み、連携して行事を実施している。当該委員会の目的は「東京未来大学学友会会則」第 29 条第 1 項第 6 号において「大学と 地域の関係強化及び学生の社会的･職業的自立を促す」としている。次いで、教員組織が中心の地域連携センターである。開学から、本学の人的・物的資源 を個々の教員、ゼミ単位に学外に提供してきたが、個別に行われてきた活動を大学として統括し、窓口を一本化して大学全体で取り組んでいく体制を調えるべく平成 29(2017)年度から学部横断的な全学組織としての地域連携センターを設置した【A-1-3】。当該センターの目的は「東京未来大学地域連携センター規程」において、「東京未来大学の地域連携及び産学連携の窓口として、地域住民、NPO、行政機関、企業との連携を深め、

地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。」としている。このようにして、学生主体の地域連携活動と大学としての地域連携活動の拠点が確立され、地域貢献を進めるための組織・体制が整備されて今日に至っている。

A-1-③地域貢献活動の教育課程との連携

本学における地域貢献活動と教育課程との連携は、講義科目、ゼミ活動、学生の課外活動が 3 つの柱となっている。

講義科目における地域貢献活動との連携は、「地域連携Ⅰ・Ⅱ」のように地域連携活動そのものを講義内容とするものと、講義内容に応じて教員の判断で地域連携活動を行うものとに二分される。前者は特に、本学における教育課程と地域貢献活動の連携のガイダンス的機能を担う科目であり、主として１～２年生が履修する。その内容は、まず座学によって地域連携活動に必要な知識を学び、その後、大学の所在する足立区行政・NPO・企業・さまざまな住民組織と実際に協働して活動報告書を作成して、それを協働した地域主体にフィードバックするというサイクルを作っている。このような活動に従事して地域連携活動への関心を高めた学生は、自主的に活動を継続して企業をはじめとする地域主体と協働し、ゼミ選択においても地域連携活動を志向するゼミを選択してさらに専門的な学びを継続する例が少なくない。また、課外活動である学友会の活動に従事する学生もおり、こうした学生は学内における行事を企画・運営して、教育課程での学びを活用している。

A-2. 地域連携センターの具体的取組

① 地域連携センターの活動内

② 地域活性化のための地本企業との連携

③ 地域活性化のための地元自治体との連携

（1）A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」「基準項目 A-2 を満たしていない。」

（2）A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①地域連携センターの活動内

地域連携センターの活動は以下の 4 つの柱を中心に行っている。 1.交流参加型活動 地域のイベント・行事のボランティアの募集チラシの掲示、配架及び本学の学修システムである Communication & Learning System (CoLS) (コルズという)での周知などを始め、地域の求めに 応じてボランティアの募集や参加の働きかけを行っている。2.施設提供型活動 地域のイベント・行事の会場として大学の施設、備品の貸与を行っている。具体的には足立区内 NPO 学童保育への夏祭り会場、近隣保育園の卒園式、足立区内空き家利用のシンポジウムを始め、図書館の学外解放などを行っている。また、令和元(2019)年の台風 19 号上陸の際には避難所として校舎を開放した。3.価値創造型活動 足立区内中小企業との連携によって学生のアイデアをもとに多数の商品が開発・販売さ れ、足立区内の企業並びに経済の活性化に寄与した。また、区内商店街組合との連携によって地域の祭りやイベントの企画・運営や商店街の街頭フラッグ作成などを行った。4.知識提供型活動 本学の得意としている心理・カウンセリング分野、コミュニケーション分野、教育・保 育分野、モチベ

ーション・リーダーシップ関係などを専門とする教員を各地域、団体から の求めに応じて研修会、講演会等の講師として派遣している。また、足立区内の生涯学習施設、公園管理などの指定業者評価・選定委員会に学識経験者として関係分野の教員を派遣している【A-2-1】。

A-2-②地域活性化のための地本企業との連携

平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度まで毎年度、地域金融機関である足立成和信用金庫の協力を得て、足立区内の企業の連携による商品開発プロジェクトを実施し、地域活性化のための連携活動を実施してきた。令和元(2019)年度以降は、特にコロナ禍の影響もあって枠組みは変わったが、前掲の講義科目「地域連携Ⅰ・Ⅱ」を基盤にして、学生と地域企業との地域経済活性化を目指した活動は継続し、伝統的な和菓子のリニューアルや新商品開発、人間の心理をなごませるカードゲームの開発、コーヒー豆の輸入に用いていた麻袋を使ったバッグの制作、地元コーヒー店・日本茶店とのコラボ商品、フリーペーパーの制作など、コロナ禍に沈む地域経済活性化を目指したプロダクトデザインを生み出してきた。また、ただ創るだけでなく、イベントでの出展を通して、企業と協働して販売に至る過程は学生にとってかけがえのない体験となるだけではなく、地域企業にとっても大きな刺激となっており、地域経済に貢献している。一過性の商品開発ではなく、現在もなお店舗に商品が並び、販売されていることがその証であろう。また、こうしたプロセスを足立区が発信していくことで話題性をベースに区内の企業の活性化が意欲的に学生との協働を望むといった好循環が生まれ、活動が継続している。

A-2-③地域活性化のための地元自治体との連携

足立区が中心となって進めている足立区内大学生による活性化事業の一つとして企画した「足立区大学生地域活動プラットフォーム事業」に参画している。この事業は平成30(2018)年度から足立区シティプロモーション課と NPO 法人足立フォーラム 21 と本学の三者で推し進めている事業である。「大学生の手で足立区を活性化しよう」をスローガンに、まずは「足立区を知ろう」をテーマとして、足立区を支える区内中小企業の見学と就業体験プログラムを実施している【A-2-2】。令和元(2019)年度は企業 35 社に対して、見学ツアーに学生 50 人（のべ 75 人)、職業体 験 4 人（のべ 6 人)、企業 3 社において実施した（1 件は新型コロナウイルス対策により延 期)。令和元(2019)年度は、この企業見学、職業体験から発展して学生との企業との連携に よる新商品開発がなされるなど広がりを見せている。今後は足立区内の他大学も参加が促される予定である。 地域連携センターは、A－1 で示した通り、地域との窓口を一本化したことにより、さまざまな活動を通して地域のニーズを集約・把握しながら、それぞれに相応しい活動を企画 することが可能となった。特にニーズにこたえるだけの受け身の連携ではなく、専門的な 知識を有する高等教育機関としての提案等を行いながら、地域と協働していく関係ができてきている。 地域から「こうしてほしい」という希望に対応していくだけではなく、「こうしたいがどうしたらよいか」という相談に「こうしたらどうか」という提案を行う積極的な連携関係 が構築された。例えば、足立区から大学生の手で活性化させたいといった「足立区地域活動プラットフォーム事業」において、有効な企業見学、職業体験など方法などを提案し、実施

に移して 成果を上げている。このような地域貢献の取り組みについては、その内容が地域連携センター管理運営委員会で報告・検討がなされた後に、両学部教授会、さらには全学教授会で 報告・検討がなされ、その検討の結果をもとにさらに地域連携センターで改善のための検討がなされ、次年度の実施に活用するというように検証可能なしくみを整えている。 また、これらの活動においては、マーケティングや地域マネジメントなどを学んだ学生 にとって、その学びが商品の開発に社会調査の手法に基づくアイデアを提供したり、行政 や商店街など地域主体間をマネジメントするなど、これまでの学びが生かされる場でもあり、本学の学修が連携活動に結びつく機会であることも見逃すことはできない。例えば、A-2-②においての示した地域企業との連携(みらいおこしプロジェクト)に おいては、平成 30(2018)年度は学内公募に応じたモチベーション行動科学部の学生を中心にチームが結成され、令和元(2019)年度の商品開発 (新みらいスイーツプロジェクト) においては、こども保育・教育専攻の「食 と栄養」系のゼミ学生を中心にその知識を生かしてアイデアを提案するなど、その専門性を生かす場ともなっている。

また、A-2-③で示した「足立区大学生地域活動プラットフォーム事業」においては、平成 30(2018)年度に設置したキャリア科目「地域連携Ⅰ」「地域連携Ⅱ」の授業における現場実習プログラムの一つとして位置づけ、A-１-③にも述べたとおり、その学修が地域連携活動に生かされ、プレインターンシップとして、その後の就職活動における貴重な機会となっている。

[基準 A の自己評価]

本学での地域貢献は、高等教育機関の大学として使命である「社会貢献」を達成するだけではなく「社会に貢献できる人材の養成」という教育目的において、その教育的意義を損なうことなく、知識・技能の修得をベースに、それを実践していくための機会の提供や その意義を理解したうえでの連携の在り方や方法を教授していく、地域の持続可能性を見据えた拠点として機能している。

学内の地域連携活動を集約し、学外に発信できるよう教職員や学生からも活動の集約を進めている。

Ⅴ．法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	1-1
第 83 条の 2	－		1-1
第 85 条	○	本学の「学則」第 3 条に明示している。	1-2
第 87 条	○	本学の「学則」第 21 条に明示している。	4-1
第 88 条	○	本学の「学則」第 22 条と「他大学等で習得した単位の認定に関する細則」第 3 条から第 5 条に明示している。	4-1
第 88 条の 2			4-1
第 89 条	―		4-1
第 90 条	○	本学の「学則」第 24 条に明示している。	3-1
第 92 条	○	本学の「学則」第 6 条学長の内容が明示されており、それ以外のものに関しては、「学則」第 11 条に明示されている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	5-1
第 104 条	○	本学の「学則」第 44 条に明示している。	4-1
第 105 条	○	本学の「学則」第 49 条の 2 と「特別聴講学生に関する規程」第 11 条に明示している。	4-1
第 108 条	―		3-1
第 109 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示されている。自己点検評価書並びに施設・設備は本学公式ウェブサイトにて公表している。	2-2
第 113 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示している。	4-2
第 114 条	○	本学の「学則」第 11 条に明示している。	5-1 5-3
第 122 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 2 号に明示している。	3-1
第 132 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 4 号に明示している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条（学部・学科）、第 4 条（定員）、第 10 条（ＥＭ局）、第 18 条（学生・学則）、第 19 条（授業期間）、第 20 条（休業日）、第 21 条（終業年限）、第	4-1 4-2

		23 条から第 28 条（入学)、第 30 条（授業科目の区分)、第 31 条（単位数の基準)、第 36 条（成績評価)、第 37 条（進級要件、卒業要件)、第 38 条（休学)、第 41 条（退学)、第 43 条（転学)、第 44 条から第 45 条（卒業)、第 47 から第 48 条、第 51 条から第 56 条に明示している。	
第 24 条	―		4-2
第 26 条 第 5 項	○	本学の「学則」第 48 条（懲戒）に明示している。	5-1
第 28 条	○	本学の「文書保存年限基準」に明示している。	4-2
第 143 条	―		5-1
第 146 条	○	本学の「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」、「通信教育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領」、に明示している。	4-1
第 147 条	―		4-1
第 148 条	―		4-1
第 149 条	―		4-1
第 150 条	○	本学の「学則」第 24 条 4 項から 9 項に明示している。	3-1
第 151 条	―		3-1
第 152 条	―		3-1
第 153 条	―		3-1
第 154 条	―		3-1
第 161 条	○	本学の「学則」第 29 条、「編入学規程」第 5 条、「帰国子女特別入学試験に関する細則」第 2 条に明示している。	3-1
第 162 条	○	本学の「学則」第 24 条の第 2 項、第 43 条第 2 項に他大学からの転学について明示している。	3-1
第 163 条	○	学則第 18 条と第 45 条に明示している。	4-2
第 163 条の 2	○	本学の「科目等履修生に関する規程」第 11 条に明示している。	4-1
第 164 条	―		4-1
第 165 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	本学の「自己点検評価改善に関する規程」第 8 条に明示している。	2-2
第 172 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウ	1-1

		ェブサイトに記載している。	3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	本学の「学則」第 44 条第 1 項に明示している。	4-1
第 178 条	○	本学の「編入学規程」第 5 条に明示している。	3-1
第 186 条	―		3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学の「学則」に記載し、設置基準も含めて、適切に運営を行っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	本学の教育研究活動等の状況は、「学則」第 2 条に基づき、別途冊子と本学公式ウェブサイトにて公表を行っている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学の「学則」第 4 条の 2(学部学科等の教育の目的）に明示している。	2-1
第 3 条	○	本学の「学則」第 3 条(学部・学科)に明示している。	1-2
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条(学部・学科)に明示している。	1-2
第 5 条	―		1-2
第 6 条	―		1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学の「組織規程」第 2 章から第 4 章に大学全体の組織役割について明示している。	3-2 4-2
第 8 条	－		4-2 5-2
第 9 条	－		4-2 5-2
第 10 条 (旧 13 条)	○	専任教員数は、設置基準を上回っている	4-2 5-2
第 11 条	○	本学では、キャリア支援において授業を持たない特任教授を置いている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	専任教員については、「教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、全て本学の専任教員として教育研究に従事している。	5-1

第 13 条	○	専任教員数は、設置基準を上回っている。	4-2 5-2
;第 14 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 7 条に明示している。	3-2 4-2
第 15 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 8 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 9 条に明示している。	4-2 5-2
第 17 条	―		4-2 5-2
第 18 条	○	本学の「学則」第 4 条に明示し、遵守している。	3-1
第 19 条	○	本学の「学則」第 4 条の 2 に教育上の目的を明示し、適切に課程を編成している。	4-2
第 19 条 2	－		4-2
第 20 条	○	本学の「学則」第 30 条に基づき、各授業科目を配置している。	4-2
第 21 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	4-1
第 22 条	○	本学の「学則」第 19 条に明示している。	4-2
第 23 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、履修登録をされた科目に応じ、調整を行ったうえで、適切に決定している。	4-2
第 25 条	○	本学の「学則」第 30 条の 2 に明示している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	本学の「学則」第 36 条に基づき、成績評価基準は、本学公式ウェブサイトや学生便覧にも掲載している。	4-1
第 26 条	－		4-2
第 27 条	○	本学の「学則」第 33 条に明示している。	4-1
第 27 条の 2	○	本学の「学則」第 33 条に明示し、上限単位を超えないように、適切に履修登録指導を行っている。	4-2
第 27 条の 3	○	本学の「学則」第 22 条、第 22 条の 2 に明示している。	4-1
第 28 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 1 条、第 3 から 5 条に明示している。	4-1
第 29 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 8 条、第 9 条に明示している。	4-1
第 30 条	○	本学の「学則」第 22 条の 3 に明示している。	4-1
第 30 条の 2	―		4-2

第 31 条	○	本学の「学則」第 49 条に明示し、別途「科目等履修生に関する規程」も設け遵守している。	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業要件は、本学「学則」の別表 2-1 から 2-3 にて明示している。学生便覧にも記載しており周知している。	4-1
第 33 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	4-1
第 34 条	○	本学公式ウェブサイトにて校地を公表しており、設置基準を満たしている。	3-5
第 35 条	○	本学は、運動場に六町グラウンドを設けている。	3-5
第 36 条	○	校舎等施設については、すべて設置している。	3-5
第 37 条	○	校地の面積は、設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、設置基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	本学の「図書館規程」に基づき、適切に運営されている。	3-5
第 39 条	―		3-5
第 39 条の 2	－		3-5
第 40 条	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	3-5
第 40 条の 2	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	3-5
第 40 条の 3	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	本学の教育研究上の目的にふさわしい適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	本学の「組織規程」第 21 条、第 22 条に明記し、事務業務に従事している。	4-2
第 42 条	○	本学の「組織規程」の第 22 条に記載に基づき、適切に運営されている。	1-1
第 42 条の 2	○	本学の「東京未来大学キャリアセンター規程」に基づきキャリアセンターが進路・就職支援をするとともに、キャリア科目が必修となっており、学生の自立支援を行っている。	3-1
第 42 条の 3	○	本学ＦＤにおいては、教育改善向上委員会を中心に研修を実施している。ＳＤは、大学全体の会議等で研修の機会を設けている。	5-2
第 42 条の 4	―		4-2
第 42 条の 5	―		4-2 5-1
第 42 条の 6	―		4-2
第 42 条の 7	―		4-2
第 42 条の 8	―		4-1
第 42 条の 9	―		4-1
第 42 条の 10	―		3-5

第 43 条			4-2
第 44 条	−		4-1
第 45 条	−		4-1
第 46 条	−		4-2 5-2
第 47 条	−		3-5
第 48 条	−		3-5
第 49 条	−		3-5
第 49 条の 2	−		4-2
第 49 条の 3	−		5-2
第 49 条の 4	−		5-2
第 58 条	−		1-1
第 59 条	−		3-5
第 60 条	−		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与に関しては、本学の「学位規程」に基づき適切に授与している。	4-1
第 2 条の 3	−		4-1
第 10 条	○	学位名称については、本学の「学位規程」第 2 条第 2 項に専攻名称の付記を明記している。	4-1
第 10 条の 2	―		4-1
第 13 条	○	本学の「学則」第 34 条(単位の認定)、第 36 条(成績評価)、第 37 条(進級要件・卒業要件)、第 44 条(卒業認定)に明記し報告している。	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 20 条	−		6-1
第 27 条	−		6-1
第 29 条	−		6-2
第 30 条	−		6-2
第 31 条	−		6-2
第 36 条	○	理事会に関しては、「寄附行為」第 18 条に明記し、適	2-1

		切に理事会を運営している。	2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	役員の職務については、「寄附行為」第 14 条から第 17 条に基づき、職務を遂行している。	6-1 6-2
第 38 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 8 条から第 11 条に基づき、適切に運営されている。	5-2
第 39 条	○	「寄付行為」第 9 条に明記され、遵守している。	6-1 6-2 6-3
第 40 条	○	補充に関しては、「寄附行為」第 12 条に基づき、適切に運営している。	5-2
第 43 条	○	「寄附行為」第 24 条に明記し、遵守している。	6-2
第 45 条	○	寄附行為の変更は、「寄附行為」第 46 条に明記し、遵守している。	6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 37 条第 2 項に基づき、適切に運営されている。	6-3
第 52 条	－		6-3
第 54 条	－		6-3
第 55 条	－		6-3
第 56 条	－		6-3
第 61 条	－		6-3
第 62 条	－		6-3
第 66 条	－		6-3
第 78 条	－		6-3
第 80 条	－		6-3 6-5
第 86 条	－		6-5
第 99 条	－		1-1 2-3 6-4
第 100 条	－		6-2 6-3
第 103 条	－		6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	－		6-2

			6-5
第 105 条	−		6-3
第 106 条	−		6-1
第 107 条	−		6-1
第 108 条	−		6-1
第 144 条	−		6-5
第 145 条	−		6-3
第 146 条	−		6-2
第 148 条	−		1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	−		6-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2

第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5

第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2

			4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1

第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	法令に定められた基準を遵守し、通信教育課程に関する規程に基づき、適切に運営している。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 30 条の 2 第 2 項並びに東京未来大学面接授業に関する規程第 3 条、東京未来大学印刷教材授業に関する規程第 3 条に基づき適切に運営している。	4-2
第 3 条	○	学則第 30 条の 2、通信教育課程に関する規程第 30 条に基づき、適切に運営している。	3-2 4-2
第 4 条	○	通信教育課程に関する規程第 31 条に基づき、適切に運営している。	4-2
第 5 条	○	通信教育課程に関する規程第 13 条に基づき、適切に運営している	4-1
第 6 条	○	卒業要件は、通信教育課程に関する規程第 36 条、第 37 条に明示している。	4-1
第 7 条	○	通信記養育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領に基づき、単位認定を適切に行っている。	4-1
第 9 条	○	教職員数は基準を満たしている。本学公式ウェブサイトに情報を公表し適切に運営している。	4-2 5-2

第 10 条	○	校舎施設に関しては、基準を満たしている。施設面積は、本学公式ウェブサイトに情報を公表している。	3-5
第 11 条	―		3-5
第 12 条	○	通信教育課程に関する規程第 7 条に基づき適切に運営している。	3-2 4-2
第 13 条	○	その他の基準についても、通信教育課程に関する規程をはじめとする諸規程に基づき、運営を適切に行っている。	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅵ. エビデンス集一覧

エビデンス集（資料編）一覧

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	https://www.tokyomirai.ac.jp/info/disclosure/purpose.html	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	本学公式ウェブサイト	教育の目的
【1-1-b】	学生便覧(通学) 履修の手引 学生便覧 履修の手引き(通信教育課程)	教育の目的 通学 2025 通信 2025
【1-1-c】	入学式式辞	教育の目的
【1-1-d】	オリエンテーション「東京未来大学での学び方」	教育の目的
【1-1-e】	新入生保護者・保証人用資料	教育の目的
【1-1-f】	大学案内(通学) 大学案内(通信)	教育の目的
【1-1-g】	東京未来大学 学生募集要項 東京未来大学 通信教育課程 募集要項	教育の目的 通学 2026 通信 2025
【1-1-h】	求人のためのご案内	教育の目的
【1-1-i】	全学教授会議事録	中長期計画(教学)の制定。令和 6(2024)年度第 2 回
【1-1-j】	東京未来大学における教育理念・目的と三ポリシーの関係図	
【1-1-k】	学校法人三幸学園設置校一覧表	令和 6(2024)年 5 月 1 日現在
【1-1-l】	全学教授会議事録	教育の質を保証するためのアセスメント。令和 6(2024)年度第 5 回
【1-1-m】	全学教授会議事録	教育の目的の検証のエビデンス。令和 7(2025)年度第 1 回

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	東京未来大学内部質保証方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証体制の関係図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	※【1-1-2】ご参照ください。
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

【2-1-a】	東京未来大学内部質保証方針	※【2-1-1】ご参照ください。
【2-1-b】	東京未来大学学則第 2 条	自己点検・評価・改善及び内部質保証
【2-1-c】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	※【1-1-2】ご参照ください。
【2-1-d】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	全学の方針等　令和 7 年 3 月全体会議
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	※【1-1-2】ご参照ください。
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	自己点検評価書	令和 6(2024)年 5 月基準
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	自己点検・評価・改善委員会議事録	令和 6(2024)年度
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	【発信文書】自己点検評価書の公表について CoLs 自己点検評価書を公表した通知	2024 自己点検 013 令和 6(2024)年 10 月
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	東京未来大学アセスメントプラン	
【2-2-b】	教育の質を保証するためのアセスメント	令和 5(2023)年度
【2-2-c】	学部教授会議事録	令和 5(2023)年度 IR 年度報告 令和 6(2024)年度第 4 回
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげる関係図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	東京未来大学全学教授会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	内部質保証体制の関係図	※【2-1-2】ご参照ください。
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	東京未来大学自己点検・評価・改善委員会規程	※【1-1-2】ご参照ください。
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	学部教授会議事録	令和 6(2024)年度第 6 回
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	全学教授会議事録	令和 6(2024)年度第 6 回
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	自己点検・評価・改善委員会議事録 意見交流会議事録	令和 6(2024)年度第 7 回、 令和 6(2024)年度第 2 回議事録

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	学生便覧(通学)　履修の手引き	CA の説明資料 2025
【2-3-b】	学生便覧履修の手引き(通信教育課程)	CA の説明資料 2025
【2-3-c】	学生便覧(通学)　履修の手引き	オフィスアワー2025
【2-3-d】	教育改善向上(FD)活動報告書	授業評価アンケート
【2-3-e】	学生生活実態調査	令和 6(2024)年年 3 月実施
【2-3-f】	全学教授会議事録	学生の意見への対応、検証をしているエビデンス 令和 7(2024)年度第 1 回
【2-3-g】	自己点検・評価・改善委員会議事録	※【2-3-7】ご参照ください。外部評価員会議で意見をくみ上げるエビデンス
【2-3-h】	全学教授会議事録	全学教授会に教育活動の改善や課題を反映させるエビデンス 令和 6(2024)年度第 6 回※【2-3-6】と同じ。
【2-3-i】	東京未来大学のアセスメントプラン	※【2-2-a】ご参照ください。
【2-3-j】	全学教授会議事録	教育の質を保証するためのアセスメントの承認令和 6 年度第 5 回
【2-3-k】	教育の質を保証するためのアセスメント	※【2-2-b】ご参照ください。ウェブ公開している。
【2-3-l】	東京未来大学外部評価員規程	外部評価員制度導入
【2-3-m】	全学教授会議事録	第Ⅱ期中期計画(教学)制定令和 6 年度第 2 回
【2-3-n】	全学教授会議事録	※【2-3-f】ご参照ください。

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	アドミッション・ポリシーを示す部分の URL	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	全学教授会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	全学入試委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	東京未来大学　学生募集要項 東京未来大学　通信教育課程 募集要項 本学公式ウェブサイト	アドミッション・ポリシー
【3-1-b】	本学公式ウェブサイト	資料請求のお申込み

【3-1-c】 【3-1-d】	大学案内(通学) 大学案内(通信) 募集要項　選抜趣旨	アドミッション･ポリシー
【3-1-e】	東京未来大学入学者選考規程	
【3-1-f】	東京未来大学　学生募集要項	入学試験の種別※【3-1-d】ご参照ください。
【3-1-g】	全学入試委員会議事録	令和 6(2024)年度
【3-1-h】	こども心理学部入試委員会議事録 モチベーション行動科学部入試委員会議事録	学部入試委員会で合否を決定している
【3-1-i】	全学入試委員会議事録	AP に沿った入学者選抜の検証を行った議事録 令和 6 年度第 1 回
【3-1-j】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 入学者選考の基準及び合否処理の手順に関する申し合わせ 東京未来大学入学者選考規程	通信の入学者選考の規程。入学者選考規程は【3-1-e】ご参照ください
【3-1-k】	通信学務委員会議事録	通信の入学募集の議事録(令和 6 年度第 9 回)
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学修支援に関する方針・計画	
学修支援に関する会議体の規則		
	学修支援に関する会議体の規則	
【3-2-3】	東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程 東京未来大学スチューデント・アシスタントに関する規程	
・		
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	学生便覧(通学)履修の手引き	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	障がいのある学生支援に関わる基本方針	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	学部教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-2-a】	東京未来大学組織規程 求める教員像及び教員組織の編成方針 全学教授会議事録	本学公式ウェブサイト 令和 6 年度第 4 回人材育成と目標値について
【資料 3-2-b】	本学公式ウェブサイト　入学前教育 シラバス　基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ 新入生オリエンテーションのご案内 スタートアップセミナーのご案内 春学期　学生生活面談実施について GPA 面談マニュアル	
【資料 3-2-c】	学生便覧(通学) 履修の手引	担任制のエビデンス
【資料 3-2-d】	学生便覧 履修の手引き(通信教育課程) 大学案内(通信)	CA の説明資料
【資料 3-2-e】	東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程 東京未来大学スチューデント・アシスタントに関する規程 TA 研修実施報告	TA・SA 規程は【3-2-3】ご参照ください。
【資料 3-2-f】	学生便覧(通学) 履修の手引 シラバス	オフィスアワー【3-2-4】ご参照ください。

【資料 3-2-g】	こども心理学部教授会議事録 モチベーション行動科学部議事録	障がい者支援の議事録 令和 6(2024)年度第 1 回
【資料 3-2-h】	中退学の分析資料	中退学の分析資料
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	キャリア支援に関する方針・計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	学生便覧通学)履修の手引き	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	東京未来大学キャリアセンター規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	キャリアガイダンスの一覧表	
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	学生便覧(通学) 履修の手引	キャリア科目 ※【3-3-2】ご参照ください。
【3-3-b】	シラバス(キャリア科目)	
【3-3-c】	全学教授会議事録	インターンシプ単位化を説明する資料
【3-3-d】	キャリアガイダンス一覧表	※【3-3-4】ご参照ください。
【3-3-e】	大学推薦型オープンカンパニー支援 1 日保育・教育体験の方針について	オープンカンパニー支援
【3-3-f】	実施資格講座予定	資格取得支援
【3-3-g】	学生便覧 履修の手引き（通信教育課程）	通信生へのキャリア支援
【3-3-h】	就職係会議 議メモ キャリアセンター管理運営委員会議事録	キャリア支援内容 令和 6(2024)年度
【3-3-i】	キャリアセンターからのお知らせ	キャリアカフェ利用案内
【3-3-j】	月別キャリアカフェ利用人数	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生生活支援に関する方針・計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生生活委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	東京未来大学学友会会則	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	東京未来大学みらい奨学金制度規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	東京未来大学学生生活委員会規程	※【3-4-2】ご参照ください。
【3-4-b】	東京未来大学特待生制度に関する申し合わせ	
【3-4-c】	東京未来大学みらい奨学金制度規程	※【3-4-4】ご参照ください。

【3-4-d】	日本学生支援機構の貸与状況を示す資料	
【3-4-e】	東京未来大学学友会会則	学友会を金銭的支援 ※【3-4-3】ご参照ください。
【3-4-f】	学友会予算表	
【3-4-g】	東京未来大学保健室規程	健康面での支援
【3-4-h】	東京未来大学学生相談室規程	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	東京未来大学施設管理規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	PC セットアップ(初期化設定)方法について	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	東京未来大学図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-4】	https://www.tokyomirai.ac.jp/library/	ホームページに公開している資料
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	東京未来大学　校舎等の耐震化率について	ホームページに公開している資料
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-6】	対象外	
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	東京未来大学　土地・建物面積表	校舎の設備状況
【3-5-b】	学生便覧(通学)履修の手引き	学内マップ
【3-5-c】	稟議書	LED 照明交換工事
【3-5-d】	パソコン操作について 東京未来大学情報通信設備利用細則	スタートアップセミナー資料(パソコン操作について
【3-5-e】	eduroam　配付文書	
【3-5-f】	PC セットアップ方法について	※【3-5-d】ご参照ください。
【3-5-g】	講義棟教室定員・機材一覧・点検	
【3-5-h】	https://www.tokyomirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/bfmap.pdf	バリアフリーマップ

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	https://www.tokyomirai.ac.jp/feature/policy.html　通学	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	東京未来大学全学教授会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		

【4-1-3】	東京未来大学の学び方	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	東京未来大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	東京未来大学こども心理学部履修規程 東京未来大学モチベーション行動科学部規程 東京未来大学学則(第 34 条、37 条、44 条)	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	東京未来大学学部教授会規程 東京未来大学全学教授会規程	※東京未来大学全学教授会規程は【4-1-2】】ご参照ください。
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-7】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-1-a】	学生便覧(通学)　履修の手引き 学生便覧 履修の手引き(通信教育課程)	ディプロマ・ポリシー
【資料 4-1-b】	学生便覧(通学)　履修の手引き 学生便覧 履修の手引き(通信教育課程)	身につけるべき学士力
【資料 4-1-c】	東京未来大学学則　第 44 条	卒業認定・学位授与
【資料 4-1-d】	学生便覧(通学)履修の手引き 学生便覧 履修の手引き(通信教育課程) 東京未来大学の学び方 東京未来大学　学生募集要項 東京未来大学　通信教育課程募集要項	ディプロマ・ポリシー 学生便覧履修の手引き【4-1-a】ご参照ください。 東京未来大学での学び方【4-1-3】ご参照ください。
【資料 4-1-e】	【通学】教員ハンドブック FD ハンドブック	教員へディプロマ･ポリシーを周知するツール 教員ハンドブック(令和 7(2025)年度版) FD ハンドブック(2022 年-2024 年度版)
【資料 4-1-f】	3 ポリシー(本学公式ウェブサイト)	ディプロマ・ポリシー
【資料 4-1-g】	東京未来大学学則　第 34 条	単位の認定
【資料 4-1-h】	東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条、第 18 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条、第 17 条	成績の評価基準
【資料 4-1-i】	東京未来大学学則　第 15 条	全学教授会の審議事項
【資料 4-1-j】	東京未来大学学則　第 5 条 東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 31 条	単位の授与
【資料 4-1-k】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 32 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条、 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条	成績評価
【資料 4-1-l】	東京未来大学学則　第 37 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 7 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 6 条	進級要件・卒業要件
【資料 4-1-m】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36 条	進級要件・卒業要件
【資料 4-1-n】	東京未来大学学則　第 44 条 別表 2-1～2-3	卒業要件
【資料 4-1-o】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36～37 条 別表 2-1～2-2	進級要件・卒業要件、 卒業認定・学位授与
・		

4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシ-を策定する会議体の規則		
【4-2-1】	東京未来大学全学教授会規程	※【4-1-2】ご参照ください。
学生にカリキュラム・ポリシ-の内容を説明する文書など		
【4-2-2】	東京未来大学の学び方	※【4-1-3】ご参照ください。
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリ-など		
【4-2-3】	カリキュラム・マップ	東京未来大学の学び方より
履修に関する規則		
【4-2-4】	東京未来大学こども心理学部履修規程 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程	※【4-1-5】ご参照ください。
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-5】	東京未来大学全学教授会規程 東京未来大学学部教授会規程	※東京未来大学全学教授会規程は【4-1-2】東京未来大学学部教授会は【4-1-6】ご参照ください。
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-6】	シラバス作成要領	令和 7(2025)年度版
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-7】	東京未来大学教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-8】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-9】	該当なし	
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-2-a】	学生便覧(通学)履修の手引き 学生便覧 履修の手引き(通信教育課程)	一般教育科目
【資料 4-2-b】	学生便覧(通学)履修の手引き	こども心理学部専門教育科目(通学)
【資料 4-2-c】	学生便覧履修の手引き(通信教育課程)	こども心理学部通信教育課程専門教育科目
【資料 4-2-d】	学生便覧(通学)履修の手引き	モチベーション行動科学部専門教育科目
【資料 4-2-e】	学生便覧履修の手引(通信教育課程)	モチベーション行動科学部通信教育課程専門教育科目
【資料 4-2-f】	シラバス(抜粋)	シラバスの整備
【資料 4-2-g】	シラバス第三者チェック要領	令和 7(2025)年度
【資料 4-2-h】	東京未来大学での学び方	カリキュラム・マップ、ナンバリング(本学公式ウェブサイト※【4-2-3】ご参照ください。
【資料 4-2-i】	東京未来大学学則　第 33 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 9 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規定 第 8 条	履修登録
【資料 4-2-j】	学生便覧(通学)履修の手引き	履修登録制限
【資料 4-2-k】	【通学】教員ハンドブック	課外授業・休講の取扱
【資料 4-2-l】	学生便覧(通学)履修の手引き	予習・復習

	学生便覧 履修の手引き(通信教育課程)	
【資料 4-2-m】	教務委員会議事録(2019 年 2 月 26 日)	教養教育の議論
【資料 4-2-n】	東京未来大学教育改善向上委員会規程	
【資料 4-2-o】	教育改善向上(FD)活動年報(活動報告書)	令和 6(2024)年度授業評価アンケート項目
【資料 4-2-p】	FD ハンドブック	FD ハンドブック※【4-1-e】ご参照ください。
【資料 4-2-q】	学生便覧(通学)履修の手引き 学部教授会議事録	成績評価の平準化 令和 6(2024)年度第 7 回学部教授会
【資料 4-2-r】	教職課程　自己点検評価報告書(本学公式ウェブサイト)	令和 5(2023)年度
【資料 4-2-s】	学部教授会議事録	SA の配置令和 6(2024)年度第 2 回学部教授会
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	身につけるべき学士力	東京未来大学の学び方より
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	学生便覧(通学)履修の手引き 学生便覧履修の手引き(通信教育課程)	身につけるべき学士力
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	東京未来大学のアセスメントプラン	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	東京未来大学学部教授会規程	※【4-1-6】ご参照ください。
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	教育の質を保証するためのアセスメント	令和 5(2023)年度
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	こども心理学部教授会議事録 モチベーション行動科学部教授会議事録	令和 6(2024)年度第 6 回学部教授会
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	東京未来大学のアセスメントプラン	※【4-3-3】ご参照ください。
【4-3-b】	教育の質を保証するためのアセスメント	アセスメントの外部公表(本学公式ウェブサイト)
【4-3-c】	全学教授会議事録	教育の質を保証するためのアセスメント(令和 6(2024)年度第 5 回)

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	内部質保証の関係図	

大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	東京未来大学全学教授会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	東京未来大学学則第 6 条 東京未来大学組織規程　第 3 条	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	東京未来大学全学教授会規程 東京未来大学学部教授規程	※東京未来大学全学教授会規程は【5-1-2】ご参照ください。
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会の開催一覧表	令和 6(2024)年度
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	東京未来大学学則　第 41 条江、第 48 条	
事務局組織図		
【5-1-7】	EM 局内　組織図	令和 7(2025)年度
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	東京未来大学組織規程 第 8 章	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	三幸学園就業規則 東京未来大学の求める職員像	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-10】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-11】	該当なし	
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	東京未来大学学則 第 6 条 東京未来大学組織規程 第 3 条	※【5-1-3】ご参照ください。学長
【5-1-b】	東京未来大学組織規程 第 4 条	副学長
【5-1-c】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	データの収集・分析
【5-1-d】	東京未来大学全学教授会規程	学長のリーダーシップを支える仕組み ※【5-1-2】ご参照ください。
【5-1-e】	東京未来大学大学戦略会議規程	
【5-1-f】	東京未来大学学部教授会規程	※【5-1-4】ご参照ください。
【5-1-g】	教職員協働関係図 EM 局内組織図	職員の経営･教学組織への参画を示す資料。 EM 局内は【5-1-7】ご参照ください。
【5-1-h】	東京未来大学組織規程 組織図	教学マネジメントの編成方針と組織の現状を示す組織図
【5-1-i】	委員会委員等一覧	EM局員が委員会に関与していることを示す資料
【5-1-j】	採用会議	
【5-1-k】	人事評価マニュアル	

5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程 東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則 求める教員像(本学ホームページ)	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	東京未来大学人事委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	大学設置基準および大学通信教育設置基準対比専任教員・教授数	設置基準及び職業資格指定基準と現状との対比を示す資料
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針･計画		
【5-3-1】	FD の方針・計画	
FD の実施報告書		
【5-3-2】	FD 研修に関する報告書	令和 6(2024)年度
SD の方針･計画		
【5-3-3】	全学教授会議事録	令和 6(2024)年度第 4 回議事録
SD の実施報告書		
【5-3-4】	SD の実施報告書	令和 5(2023)年度
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	東京未来大学教育改善向上委員会規程 教育改善向上委員会議事録	令和 6(2024)年度
【5-3-b】	教育改善向上(FD)活動年報（活動報告書）	
【5-3-c】	FD 研修に関する報告書	※【5-3-2】ご参照ください。
【5-3-d】	東京未来大学職員研修規程	職員の資質･能力向上のための研修計画､実施状況､人事評価・育成制度などを示す資料
【5-3-e】	階層別研修体系	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究環境に関する調査の結果	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究環境整備の方針・計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	東京未来大学研究倫理指針 東京未来大学公的研究費に係る管理・監査のガイドラインに係る規程 東京未来大学研究活動上の不正防止及び対応に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	東京未来大学特別研究助成金事務取扱要領	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	東京未来大学研究助成金に関する規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		

【5-4-6】	研究活動に対する RA など人的支援に関する規則	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	メール文【特別研究助成金申請】2025 年度特別研究費(研究費加算)の申請について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	東京未来大学 講義室・実習室・研究室等 管理表	
【5-4-b】	東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	研究倫理の確立を示す資料※【5-4-3】ご参照ください。
【5-4-c】	東京未来大学における研究データの保存等に関する指針	研究倫理の確立を示す資料
【5-4-d】	研究倫理・不正防止研修会に関する報告書	研究倫理の確立を示す資料 令和 6(2024)年度
【5-4-e】	研究倫理審査結果通知書	令和 6(2024)年度
【5-4-f】	演習・卒業論文の研究倫理・不正防止の指導学生への指導一覧	研究倫理の確立を示す資料,
【5-4-g】	東京未来大学個人研究費規程 東京未来大学個人研究費に関する細則	
【5-4-h】	東京未来大学特別研究助成金に関する規程 メール文【特別研究助成金申請】2025 年度特別研究費(研究費加算)の申請について	※メール文は【5-4-7】ご参照ください。
【5-4-i】	東京未来大学専任教員長期研鑽制度に関する規程	
【5-4-j】	東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程 東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領	※ガイドラインは【5-4-3】ご参照ください。
【5-4-k】	東京未来大学研究推進ニュースレター	Vol.20、Vol.21

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	自主行動基準管理規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	学校法人三幸学園情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	https://www.tokyomirai.ac.jp/info/disclosure/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	https://www.sanko.ac.jp/disclosure/	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-5】	内部統制の組織体制を示す図	
内部統制に関する規則		
【6-1-6】	内部統制システム整備の基本方針	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-7】	ハラスメント防止に関する規程	

	東京未来大学ハラスメント防止規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-8】	個人情報保護規程 東京未来大学個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-9】	リスク管理マニュアル 東京未来大学危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-10】	リスク管理マニュアル 危機管理マニュアル(学生向け)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人三幸学園寄付行為	
【6-1-b】	コンプライアンス基本方針	
【6-1-c】	リスク管理規程	
【6-1-d】	コンプライアンス管理規程	
【6-1-e】	就業規則 育児・介護休業等規程 公益通報者の保護に関する規程	
【6-1-f】	ストレスチェック制度実施規程 三幸グループメンタルサポートデスクの利用方法	
【6-1-g】	衛生管理規程	
【6-1-h】	コンプライアンス研修資料	令和 5(2023)年度
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会議事録	予算は令和 7 年 3 月 決算は令和 6 年 5 月
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	寄付行為	※【6-1-a】ご参照ください。
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	評議員会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	理事会議事録	令和 5(2023)年策定 令和 6(2024)年進捗
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	職務執行状況報告書	
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	寄付行為施行細則	
【6-2-b】	理事会運営規則	
【6-2-c】	専門学校等常任理事会運営規則	
【6-2-d】	学校法人三幸学園　組織図	
【6-2-e】	学校法人実態調査(抜粋)	
【6-2-f】	三幸学園手帳	
【6-2-g】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	令和 7(2025)年 3 月
【6-2-h】	ガバナンス・コードに係る適合状況	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		

評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	評議員会議事録	決算令和6(2024)年5月 予算令和7(2025)年3月
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-5】	監事監査計画	平成6(2024)年度
・		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	自己申告書提出について 夢プロジェクト応募要領	
【6-3-b】	理事会議事録 評議員会議事録	令和6(2024)年度
【6-3-c】	内部監査規程	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	事業計画書	令和7(2025)年度
財務計画書		
【6-4-2】	事業計画書	※【6-4-1】ご参照ください。
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	私立大学等経常費補助金変更交付決定値通知書 私立大学経常費補助金推移表	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	資金運用管理規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	在籍生徒数推移表(学校法人基礎調査ベース)	
【6-4-b】	事業活動収支内訳表	平成 28 年度から令和 6 年度
【6-4-c】	計算書類 監査報告書	令和 6 年度
【6-4-d】	第 3 期中期経営計画(2023 年度～2027 年度) 第 3 期中期経営計画進捗報告書	
【6-4-e】	理事会議事録	補正予算を承認した理事会議事録
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理規程 経理事務処理要領	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	三幸学園寄付行為	※【6-1-a】ご参照ください。
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	会計監査結果　監事報告	令和6(2024)年度
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	大学戦略会議議事録	令和 6(2024)年度第 10 回

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的に資する地域貢献活動の方針と体制		
【A-1-1】	東京未来大学学則	教育の目的
【A-1-2】	東京未来大学学友会会則	
【A-1-3】	東京未来大学地域連携センター規程	
・		
A-2. 地域連携センターの具体的取組		
【A-2-1】	地域連携実績	
【A-2-2】	地域連携活動	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。